

**第2次橋本市障がい者計画
第4期橋本市障がい福祉計画**

平成27年9月
橋本市

はじめに

橋本市では、平成 18 年度に「橋本市障害者計画・橋本市障害福祉計画」、また平成 20 年度に「第 2 期橋本市障がい福祉計画」、平成 23 年度に「第 3 期橋本市障がい福祉計画」を策定し、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を基調に、福祉、保健・医療、教育、生活環境の整備など幅広い分野にわたり、総合的に障がい福祉施策を推進してまいりました。

この間、国においては「障害者の権利に関する条約」の締結にあたり、国内法の整備や施策の抜本的な見直しが行われ、また「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に向け、障がいのある人の権利の保護や、地域で生活するために必要な教育や就労、福祉などあらゆる面における社会環境の整備が求められています。

このような中、本市では、障がいのある人をとりまく環境の変化や多様化するニーズに対応するため、障がいのある人に対するアンケートや当事者団体に対するヒアリング調査を実施し、その結果を踏まえ、「第 2 次橋本市障がい者計画・第 4 期橋本市障がい福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「すべての人が、お互いを尊重し、いきいきと安心して暮らせるまち 橋本」を基本理念に掲げ、お互いの人権を尊重し、共に認め合い支え合いながら、障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で安心して生活できるよう支援するとともに、心のバリアフリーの推進にも積極的に取り組んでまいります。

本市が、障がいのある人にとって、いきいきと安心して暮らせるまちとなるよう、本計画に基づき、障がい者施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました橋本市障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケートやヒアリング調査等にご協力いただきました多くの市民や事業者、関係団体の皆様に心よりお礼申し上げます。



平成 27 年 9 月

橋本市長 平木 哲朗

目次

序章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	計画の位置づけと計画期間	5
3	計画策定にあたって	6
第1章	橋本市の障がい者福祉をめぐる現況と課題	7
1	統計からみる現状	7
2	アンケート調査の実施	18
3	ヒアリング調査の実施	30
4	主な課題のまとめ	35
第2章	計画の基本理念と基本目標	39
1	計画の基本理念	39
2	「障がい」の概念	39
3	計画の基本目標	40
4	計画推進の基本的視点	41
5	施策体系	42
第3章	第2次橋本市障がい者計画	43
1	啓発・広報	43
2	教育・発達支援	45
3	雇用・就労	48
4	保健・医療	50
5	福祉	52
6	まちづくり	56
7	スポーツ・レクリエーション及び文化	59
8	行政サービス等における配慮の推進	61
第4章	第4期橋本市障がい福祉計画	62
1	計画の趣旨	62
2	事業計画	64
第5章	計画推進に向けて	80
資料編		
1	橋本市障害者施策推進協議会条例	81
2	橋本市障害者施策推進協議会委員名簿	82
3	計画の策定経過	83
4	用語説明	84

序章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) 橋本市の障がい者福祉

橋本市では、平成 19 年 3 月に策定した「橋本市障害者計画・橋本市障害福祉計画」（以下、「現計画」）に基づき、障がい福祉施策について、「人権を尊重しともに認め合い支え合うまちづくり」「地域での自立生活を支援する体制づくり」「すべての人がふつうに暮らせるまちづくり」を政策目標に掲げ、障がいのある人が住み慣れた地域で生活を営むため、「障がい者の特性に応じた施策の展開」、「関係機関、関係部局の連携」「地域と連携した障がい者施策の推進」の 3 つの基本的な視点に立って、総合的な支援に取り組んできました。

しかし、その後の法制度の変革や社会情勢の変化等により、現計画の見直しが必要となりました。そのため現計画やアンケート・ヒアリング調査の結果を踏まえ、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会の実現をめざし、啓発・広報、教育・発達支援、雇用・就労、保健・医療、福祉、まちづくり、スポーツ・レクリエーション及び文化、行政サービス等における配慮の推進など幅広い分野を対象とした、「第 2 次橋本市障がい者計画・第 4 期橋本市障がい福祉計画」（以下、「本計画」）を新たに策定します。

(2) 国の障がい者福祉

我が国においては、国際連合の「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」）の締結に必要な国内法の整備など、障がいのある人の施策の抜本的な見直しが行われてきました。この結果、「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月施行）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」）の制定（平成 24 年 10 月施行）、平成 22 年 12 月及び平成 24 年 6 月の 2 回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正が行われました（平成 24 年 6 月の改正によって「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）に改称）。

また「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）（平成 25 年 6 月成立、平成 28 年 4 月施行）によって、公的機関については「社会的障壁の除去」を障がいのある人や家族から求められた場合に「合理的配慮」（※1）をすることの義務付けが行われるよう求められています。

「障害者基本法」の改正では、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念など）の除去や、合理的な配慮がされなければならないとの規定がなされています。個人が、希望に応じた社会的活動への参加を妨げられないためにも、施設・設備のバリアフリー化（※2）といった物理的障壁の除去はもちろん、雇用、就学その他の社会活動への参加に際しての障がい等による排除など、制度上や慣行上の障壁の除去も含めた日常生活における問題の解決が重要となっています。

こうして法制度を整え、我が国は平成 19 年 9 月に「障害者権利条約」に署名し、同条約は、一連の法整備を経て平成 26 年 1 月に正式に批准され、平成 26 年 2 月 19 日に国内で効力が発生しました。

■障がい福祉制度の変遷（国の動向）

平成 18 年 4 月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障がい者の福祉のサービスを一元化
- 利用者負担額の定率化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入
- 等



平成 19 年 9 月 「障害者権利条約」に署名

- 内容（全 50 条） 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保。障がいに基づく差別の禁止など



平成 22 年 6 月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現



平成 22 年 12 月 17 日の
「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成 22 年 12 月 10 日 公布・施行
- 平成 23 年 10 月 1 日 施行
- 平成 24 年 4 月 1 日 施行
- ・利用者負担額にかかる、定率負担から応能負担原則への見直し
- ・障がい福祉サービスにかかる、支給決定プロセスの見直し

「障害者基本法」改正

- 平成 23 年 8 月 5 日 公布・施行
- ・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定



「障害者総合支援法」に改称

- 平成 25 年 4 月 1 日 施行
- ・社会モデルに基づく理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加など

「障害者差別解消法」制定

- 平成 25 年 6 月 19 日 成立
- 平成 28 年 4 月 1 日 施行
- ・差別の禁止、人権被害救済などを規定

平成 26 年 1 月 「障害者権利条約」を批准

- 平成 26 年 4 月 1 日 施行
- ・障害者支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの統合、地域移行支援の対象拡大

●障がい者関連法整備の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

年	主な動き
平成 18 年 (2006 年)	「障害者自立支援法」の施行（4 月） ・身体、知的、精神の 3 障がい者の福祉のサービスを一元化 ・応能負担から応益負担へ 等 国連総会で「障害者権利条約」を採択（12 月）
平成 19 年 (2007 年)	橋本市障害者計画・橋本市障害福祉計画策定（3 月） 日本が「障害者権利条約」に署名（9 月）
平成 20 年 (2008 年)	「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、障害者雇用促進法）」の改正（12 月）
平成 21 年 (2009 年)	第 2 期橋本市障がい福祉計画策定（3 月） 「障害者雇用促進法」の平成 20 年 12 月改正分施行（4 月） （一部、平成 22 年 7 月、平成 27 年 4 月施行） ・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等
平成 22 年 (2010 年)	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定（6 月） 「障害者自立支援法」改正（12 月）
平成 23 年 (2011 年)	「障害者虐待防止法」制定（6 月） 「障害者基本法」の改正・施行（8 月） ・差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定 等
平成 24 年 (2012 年)	第 3 期橋本市障がい福祉計画策定（3 月） 「障害者総合支援法」に改称（6 月） 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム（※3）構築のための特別支援教育の推進」報告（7 月） 「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正（8 月） 「障害者虐待防止法」の施行（10 月） ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年 (2013 年)	「障害者総合支援法」の一部施行（4 月） ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」改正（6 月） 「障害者雇用促進法」の改正（6 月） 「障害者差別解消法」の制定（6 月） 国において「障害者基本計画（第 3 次）」策定（9 月） ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 ・施策分野の新設（「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」）
平成 26 年 (2014 年)	日本が「障害者権利条約」を批准（1 月） 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（平成 25 年 6 月改正分）施行（4 月）
平成 27 年 (2015 年)	第 2 次橋本市障がい者計画・第 4 期橋本市障がい福祉計画策定
平成 28 年 (2016 年)	「障害者差別解消法」の施行（4 月） ・差別の禁止、差別解消の取組の義務化 等 「改正障害者雇用促進法」の施行（4 月） （一部、平成 30 年 4 月施行予定） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等

(3) 和歌山県の障がい者福祉

和歌山県では、平成16年度から平成25年度までの10年間を計画期間とする「第3次和歌山県障害者計画（紀の国障害者プラン2004）」を策定し、総合的な障がい者施策を進めてきました。

この間、平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、平成25年4月には「障害者総合支援法」として改正され、これにより障がいのある人に対する支援の拡充や、社会参加の機会確保などがいっそう推進されることとなりました。「第3次和歌山県障害者計画（紀の国障害者プラン2004）」においても、策定後5年で、社会環境の変化に対応するため、今後5年間の障がい者施策の基本的な方向について必要な改訂を行い、ノーマライゼーション（※4）の実現を目標に、障がいのある人の「自立」と「社会参加」の一層の促進を図ってきました。

その後、平成26年3月に平成26年度から平成29年度までの4年間を計画期間とする「紀の国障害者プラン2014」が策定され、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念として掲げ、その実現のため「地域社会における共生」「差別の禁止」を基本原則とし、「自己決定の尊重と意思決定支援」「当事者本位の総合的な支援」「障害特性等に配慮した支援」「アクセシビリティの向上」「就労の支援」「総合的かつ計画的な取組」を基本的視点として共生社会実現のための課題への取組が行われています。

(4) 計画策定の趣旨

橋本市では「橋本市長期総合計画（後期基本計画）」の基本目標「健やかで安心して暮らせるまちづくり」の実現のため、現計画及び国、県の動向や関連法・制度等の整備動向も踏まえて、本計画を策定しました。本計画は、障がいのある人が、住み慣れた地域で生活を営むため、自己決定と自己選択のもと、自立して生活できるように社会のバリアフリー化の推進と障がい者の自立支援に取り組み、「ノーマライゼーション」の理念を基調に、人権尊重の視点に立った施策の推進により、共生社会の実現をめざし、平成35年度を最終年度とした9年の計画として策定するものです。

- ※1 合理的配慮：個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、例えば、乗り物への乗車にあたっての職員等による手助けや、筆談・読上げ等の障がい特性に応じたコミュニケーション対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。
- ※2 バリアフリー化：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
- ※3 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある子どもが精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶ仕組みのこと。
- ※4 ノーマライゼーション：障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方にに基づき、そのような社会実現に向けて条件を整える取組のこと。

2 計画の位置づけと計画期間

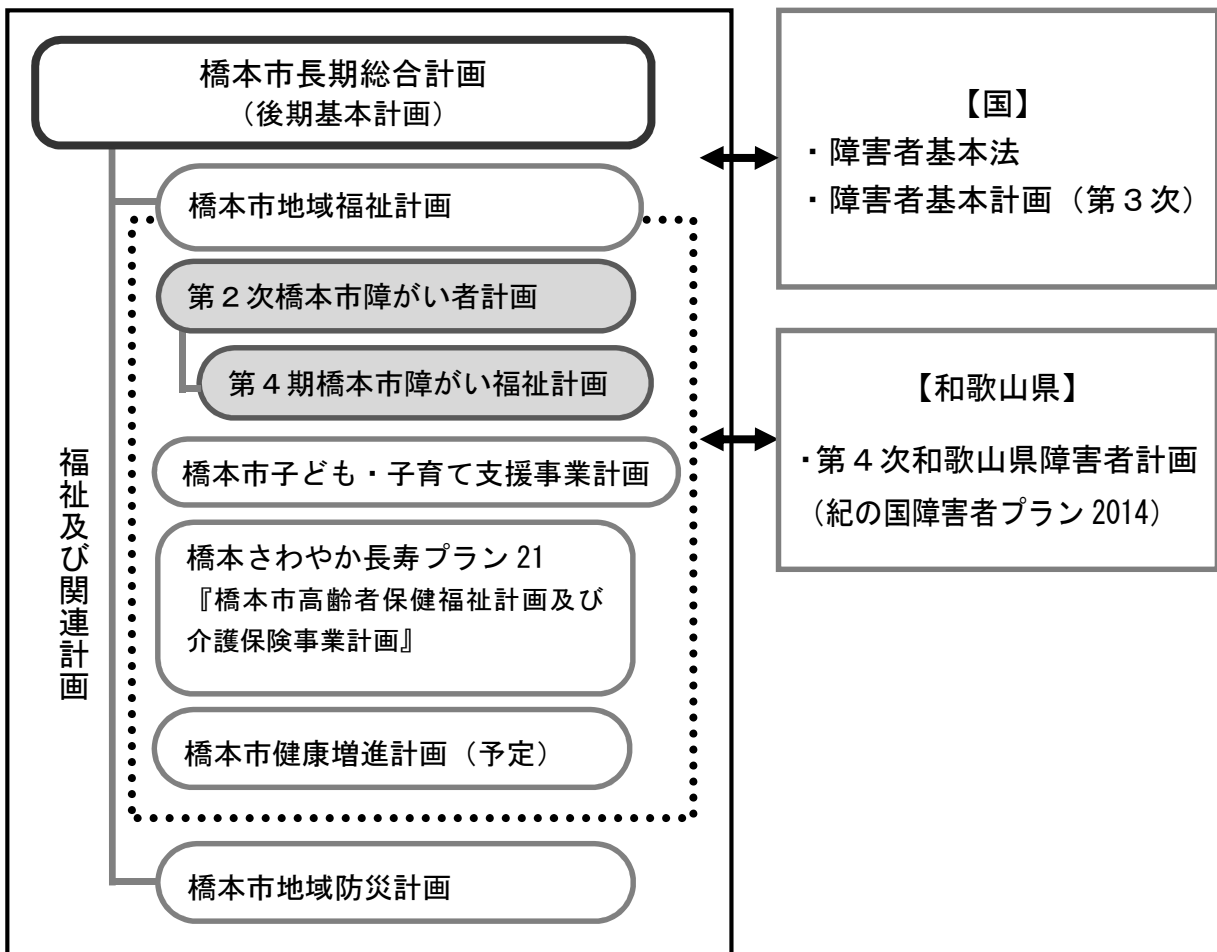
本計画は、「橋本市長期総合計画（後期基本計画）」のまちの将来像である「時間(とき)ゆたかに流れくらし潤う創造都市 橋本」の実現に向けた障害者福祉施策の基本的指針となる計画であり、障害者基本法に基づく市町村障がい者計画に該当するものです。

本計画は「橋本市障害者計画・橋本市障害福祉計画」（平成 19～28 年度）を引き継いで改訂したもので、計画期間を平成 27 年度から 9 年間と定め、法律や制度の改正、社会情勢の変動等を踏まえて、必要に応じて見直すものとします。

なお、「橋本市地域福祉計画」（平成 24～28 年度）、「橋本市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～31 年度）、「橋本さわやか長寿プラン 21『橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画』」（平成 27～29 年度）、「橋本市地域防災計画」（平成 25 年度改訂版）ほか、橋本市が取り組む各般の分野の諸施策と連携・調整を図りながら、総合的な推進を図ります。

■計画期間

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障害者計画 平成 17 年度～平成 26 年度		第 2 次橋本市障がい者計画 平成 27 年度～平成 35 年度								
第 3 期障がい福祉計画		第 4 期障がい福祉計画		第 5 期障がい福祉計画			第 6 期障がい福祉計画			



3 計画策定にあたって

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、日常生活の状況や障がい者福祉施策に関する要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、障害者手帳をお持ちの方 2,000 人を対象に、アンケート調査を実施しました。

(2) ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、アンケート調査では把握しきれない障がいのある人の生活課題や福祉ニーズ、障がい者団体の活動状況とその課題を把握するために、ヒアリング調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

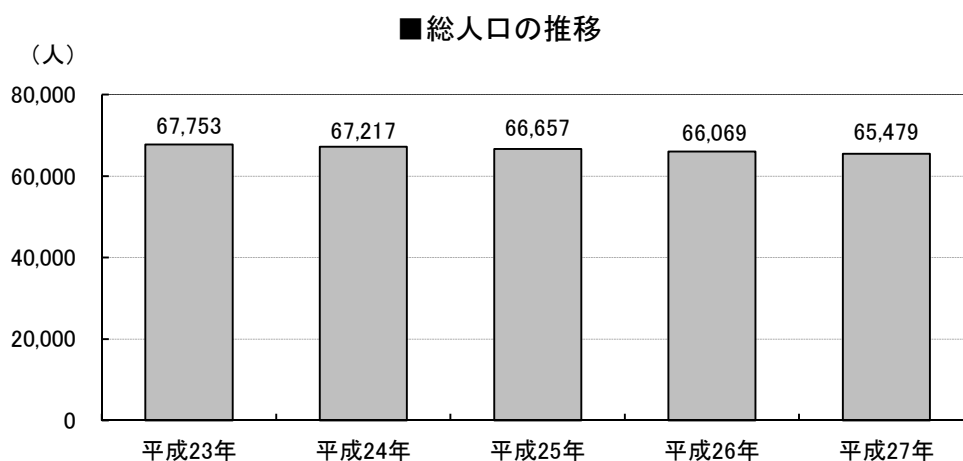
広く市民や地域の意見を本計画に反映するため、計画案をホームページ等で公開し、パブリックコメントを実施しました。

第 1 章 橋本市の障がい者福祉をめぐる現況と課題

1 統計からみる現状

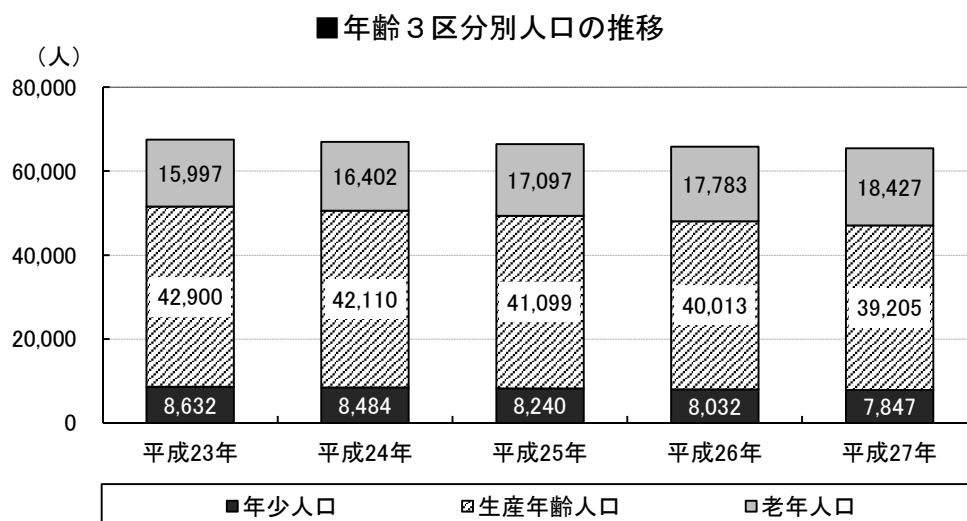
(1) 人口・世帯の動向

総人口の推移をみると、平成 23 年以降減少傾向にあります。平成 27 年 3 月 31 日現在 65,479 人となっています。



資料：平成 23～27 年：住民基本台帳・外国人登録／3 月 31 日現在

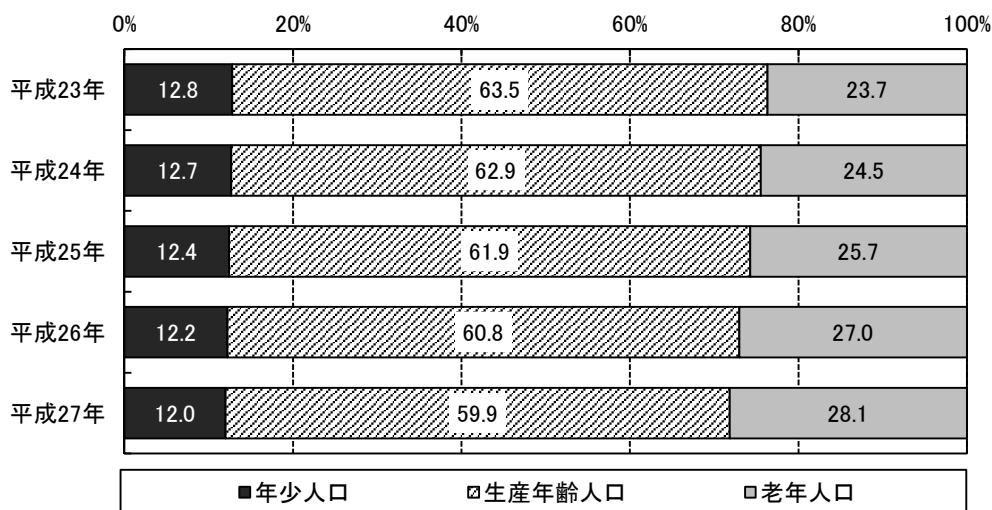
年齢 3 区分別で人口の推移をみると、15 歳未満の年少人口、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は減少傾向にあるのに対し、65 歳以上の老年人口は増加傾向にあります。



資料：平成 23～27 年：住民基本台帳・外国人登録／3 月 31 日現在

これを構成比の推移で見ると、年少人口の割合は、平成 23 年の 12.8%から平成 27 年は 12.0%と減少しています。生産年齢人口も同様に、平成 23 年の 63.5%から平成 27 年の 59.9%へと減少していますが、老年人口の割合は年々上昇し、平成 27 年は 28.1%で高齢化が進んでいることがうかがえます。

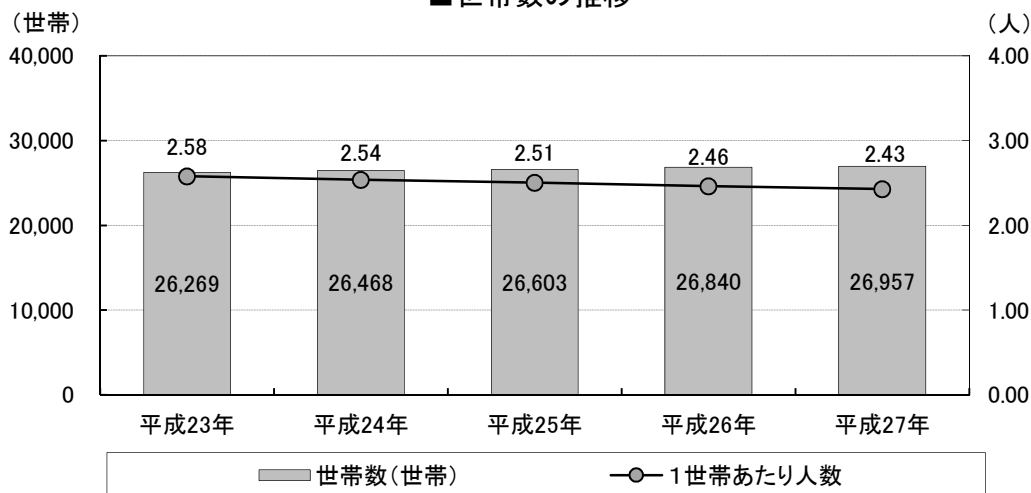
■年齢3区分別人口の推移（構成比）



資料：平成 23～27 年：住民基本台帳・外国人登録／3月31日現在

世帯数は、近年緩やかながらも増加しており、平成 27 年 3 月現在 26,957 世帯となっています。しかしながら、1 世帯あたり平均人数は年々減少しており、平成 23 年の 2.58 人に対し、平成 27 年は 2.43 人となっており、世帯の小規模化が進んでいます。

■世帯数の推移



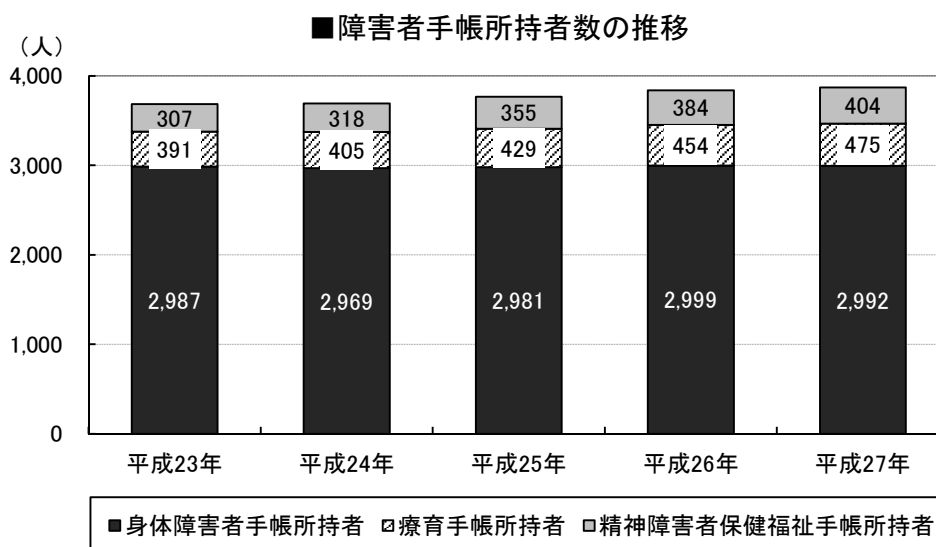
資料：平成 23～27 年：住民基本台帳・外国人登録／3月31日現在

(2) 障がいのある人の状況

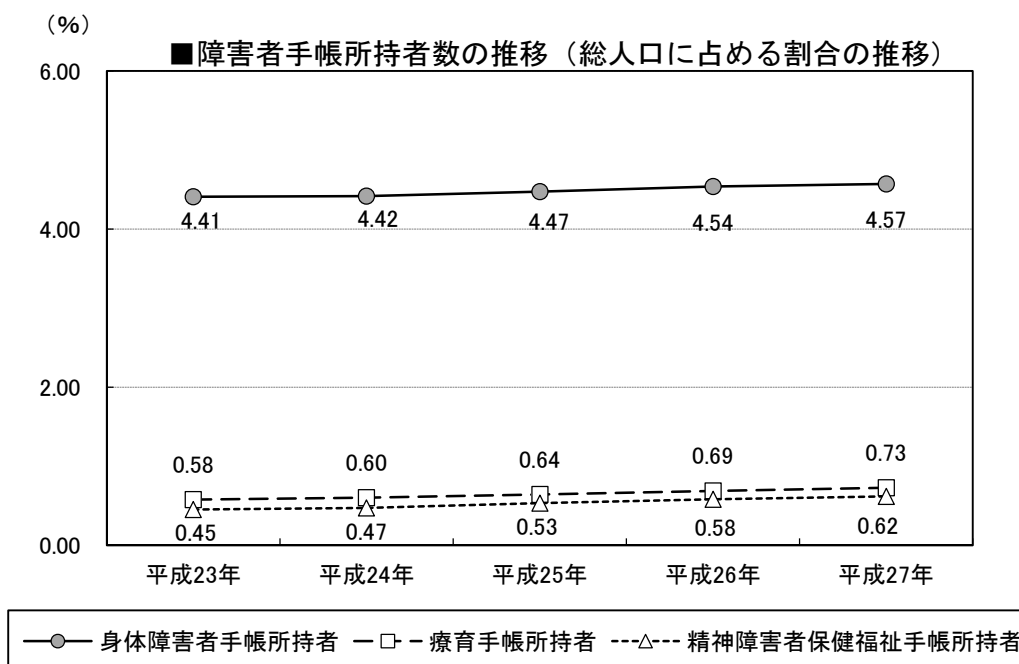
ア 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、人口の高齢化などを背景に増加傾向にあり、平成 27 年は身体障害者手帳所持者数が 2,992 人、療育手帳所持者数が 475 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 404 人となっています。

平成 23 年と比較すると、身体障害者手帳は 1.0 倍（5 人増）、療育手帳は 1.21 倍（84 人増）、精神障害者保健福祉手帳は 1.32 倍（97 人増）となっています。



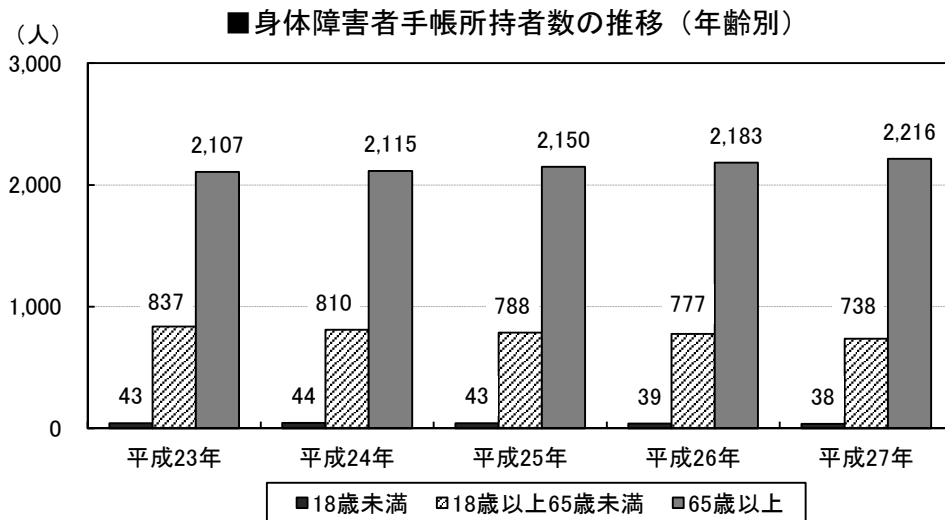
総人口に占める障害者手帳所持者の割合の推移をみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれも平成 23 年に比べると緩やかではありますが増加傾向にあります。



イ 身体障害者手帳所持者数

①年齢別身体障害者手帳所持者数

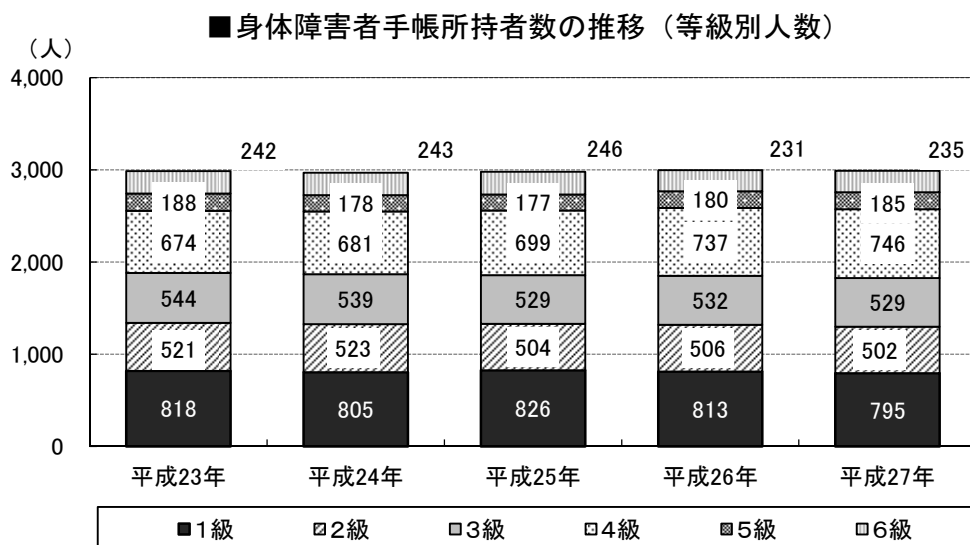
身体障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、「65歳以上」が多く、平成27年には2,216人、平成23年に比べ1.05倍（109人増）となっています。「18歳未満」と「18歳以上65歳未満」は減少傾向にあり、平成27年には「18歳未満」が38人、「18歳以上65歳未満」が738人となっています。



資料：各年3月31日現在

②等級別身体障害者手帳所持者数

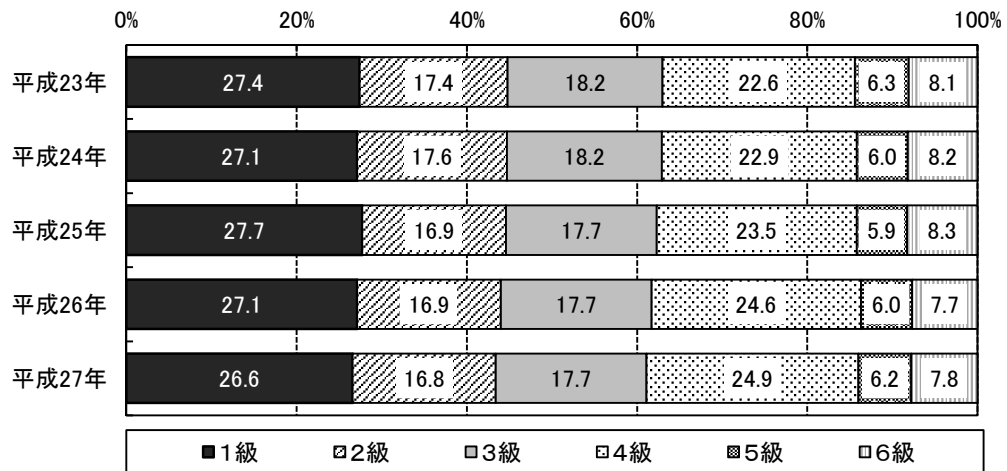
等級別の人数をみると、「4級」を除くすべての等級で減少傾向にあり、平成23年に比べ平成27年は「1級」で23人減（0.97倍）、「2級」で19人減（0.96倍）となっています。また、「4級」では、平成23年に比べ平成27年は72人増（1.11倍）となっています。



資料：各年3月31日現在

構成比をみると、いずれの年も「1級」の割合が最も高く、次いで「4級」が高くなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別構成比）

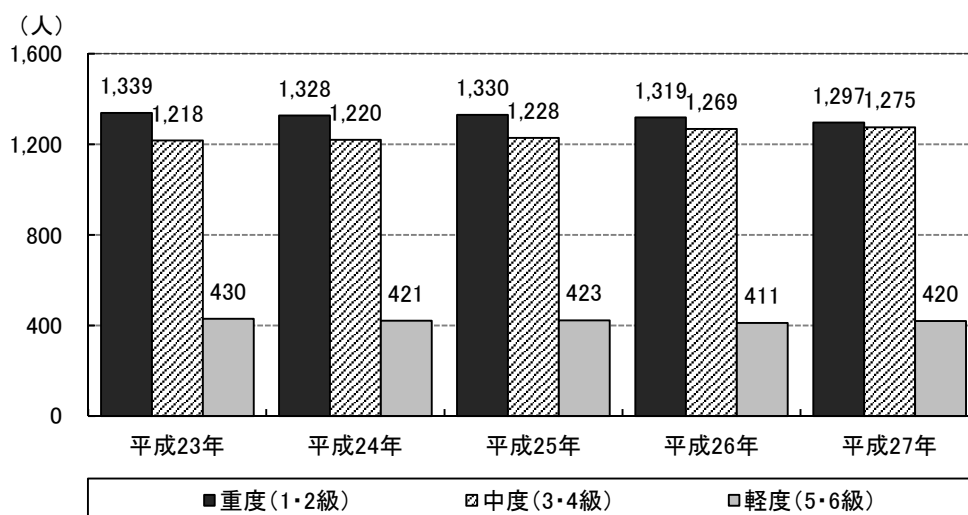


資料：各年3月31日現在

③障がいの程度別身体障害者手帳所持者数

障がいの程度別でみると、平成23年は「重度」が1,339人、「中度」が1,218人、「軽度」が430人となっています。「重度」、「軽度」は減少傾向、「中度」は増加傾向にあり、平成23年と比較すると、平成27年では「重度」は0.97倍（42人減）、「中度」は1.05倍（57人増）、「軽度」は0.98倍（10人減）となっています。

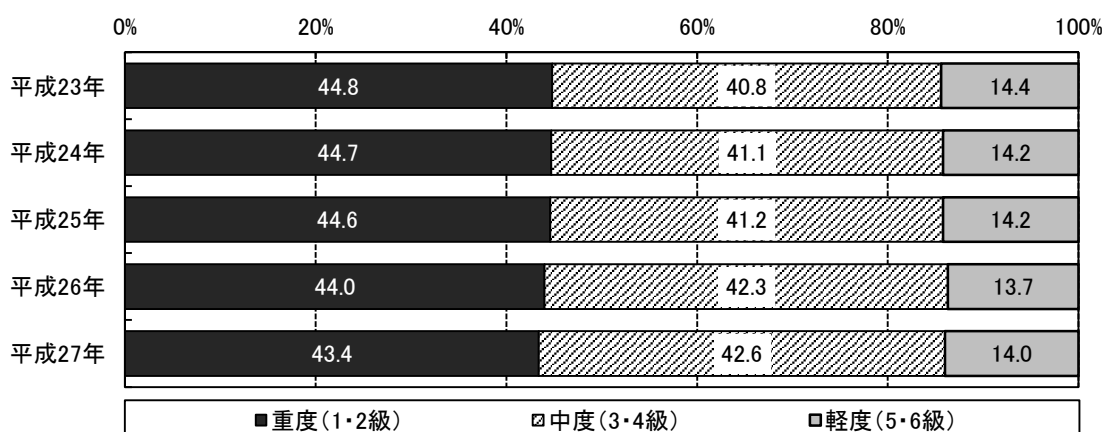
■身体障害者手帳所持者数の推移（程度別人数）



資料：各年3月31日現在

構成比をみると、いずれの年も「重度」の割合が、最も高くなっています。

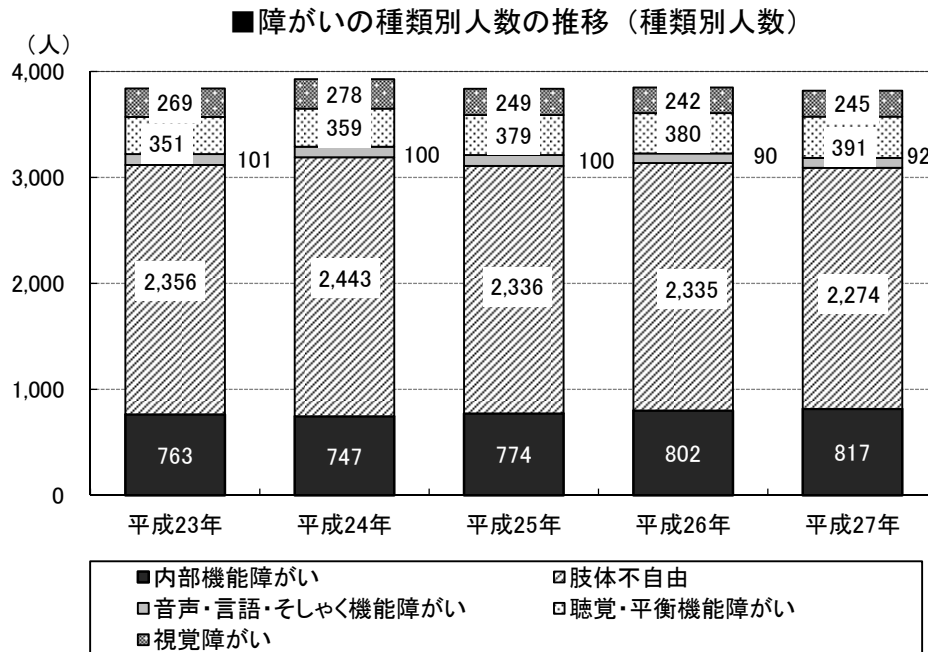
■身体障害者手帳所持者数の推移（程度別構成比）



資料：各年3月31日現在

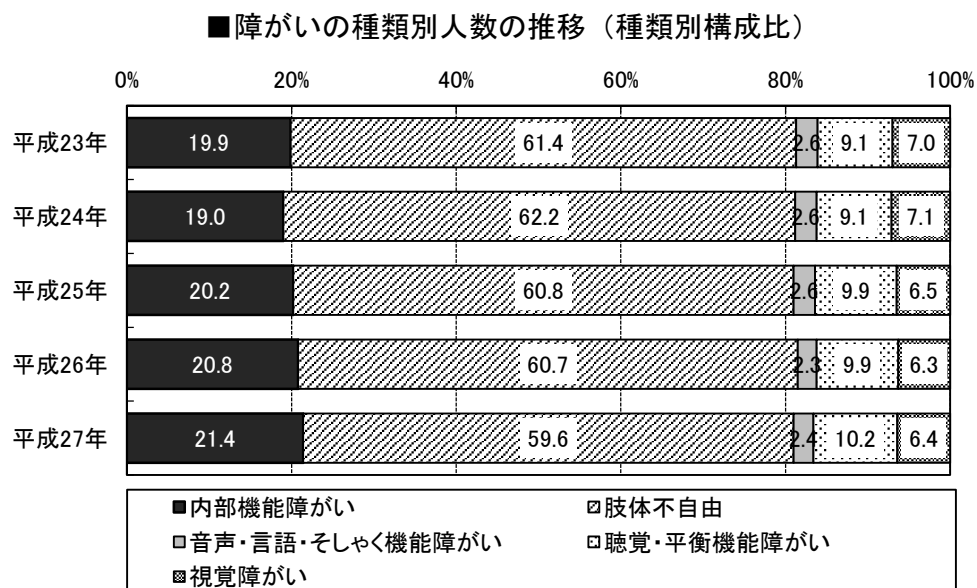
④身体障害者手帳所持者の障がい種類別人数

障がいの種類別でみると、平成 27 年は「肢体不自由」が 2,274 人で最も多く、次いで「内部機能障がい」の 817 人となっています。平成 23 年と比較すると、「聴覚・平衡機能障がい」で 1.11 倍（40 人増）、「内部機能障がい」で 1.07 倍（54 人増）となっています。



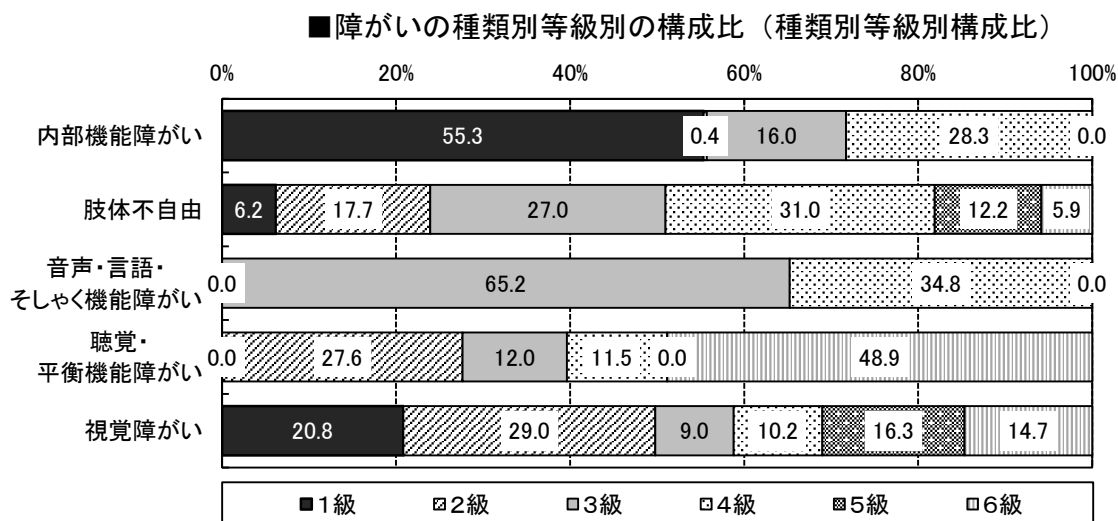
資料：各年 3 月 31 日現在

構成比をみると、平成 27 年は「肢体不自由」の割合が 59.6%で最も高く、次いで「内部機能障がい」が 21.4%で続いています。



資料：各年 3 月 31 日現在

平成 27 年における障がいの種類別の等級は、内部機能障がいは「1 級」が、肢体不自由は「3 級」「4 級」が、聴覚・平衡機能障がいは「6 級」が、視覚障がいは「1 級」「2 級」が多くなっています。



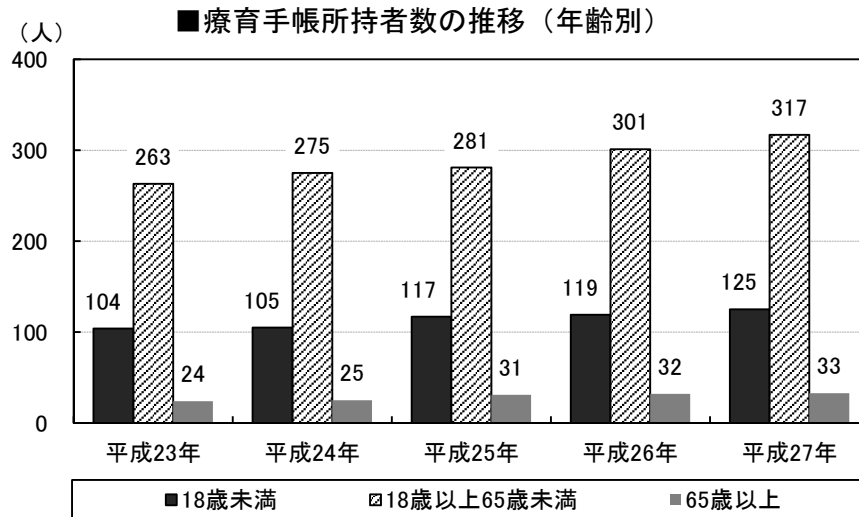
平成 27 年 3 月 31 日現在

(注) 身体障害者福祉法施行規則に規定する身体障害者障害程度等級表では、障害の種類によっては設定されていない等級があります。

ウ 療育手帳所持者数

①年齢別療育手帳所持者数

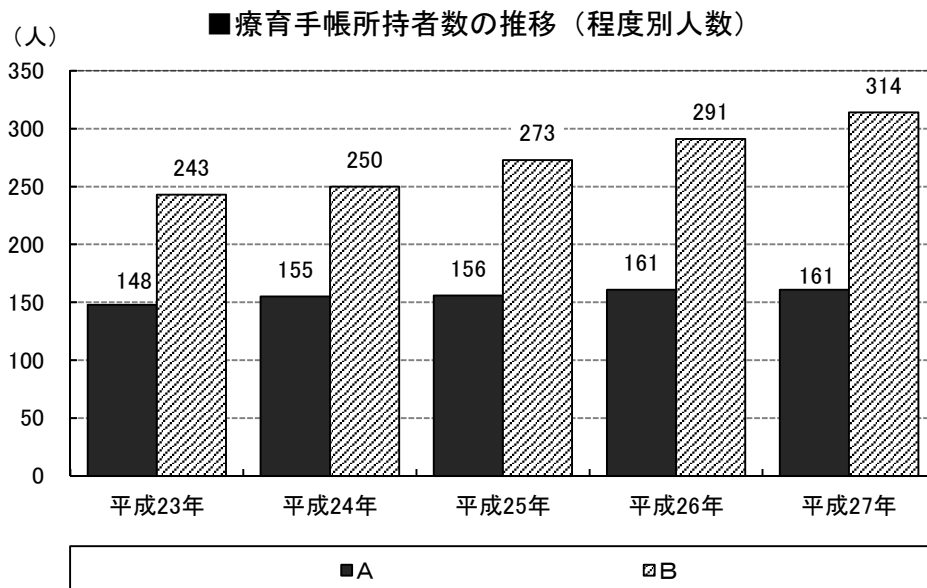
療育手帳の所持者数を年齢別で見ると、いずれも増加傾向にあります。「18歳未満」は、平成23年の104人から平成27年は125人に、「18歳以上65歳未満」は、平成23年の263人から平成27年は317人に、「65歳以上」は、平成23年の24人から平成27年は33人に増加しています。



資料：各年3月31日現在

②障がいの程度別療育手帳所持者数

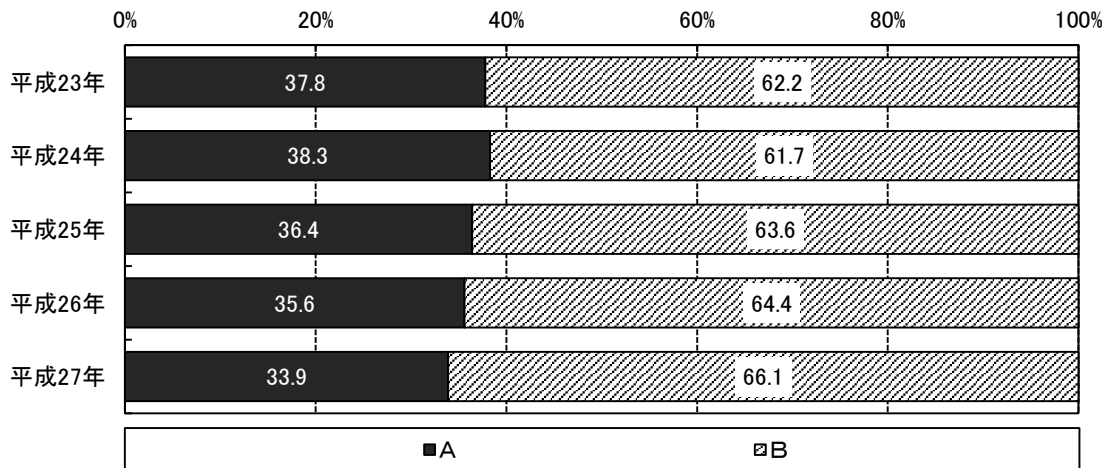
障がいの程度別で見ると、平成27年は「A」が161人、「B」が314人となっており、いずれも増加傾向にあります。平成23年と比較すると、平成27年は「A」は13人、「B」は71人増加しています。



資料：各年3月31日現在

構成比をみると、平成27年は「A」が33.9%に対し、「B」は66.1%となっています。いずれの年度も「B」の占める割合が多い傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移（障がいの程度別構成比）

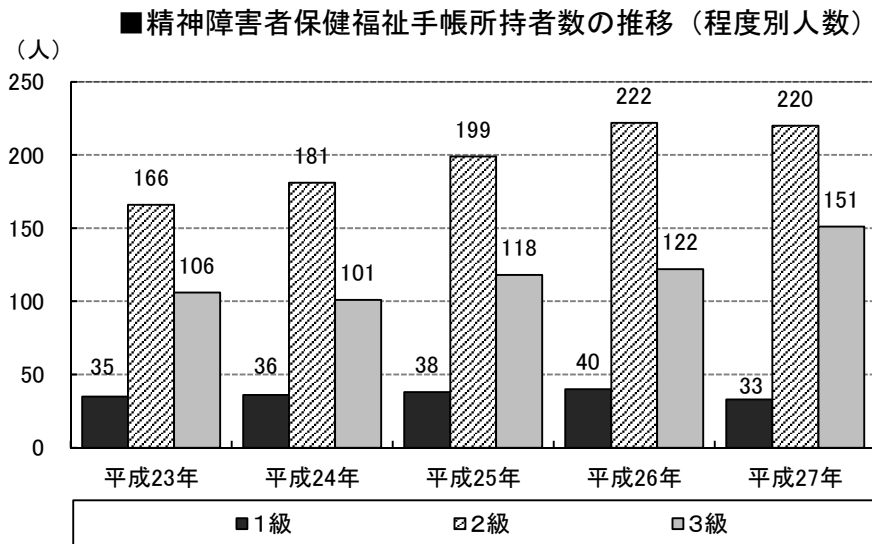


資料：各年3月31日現在

エ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

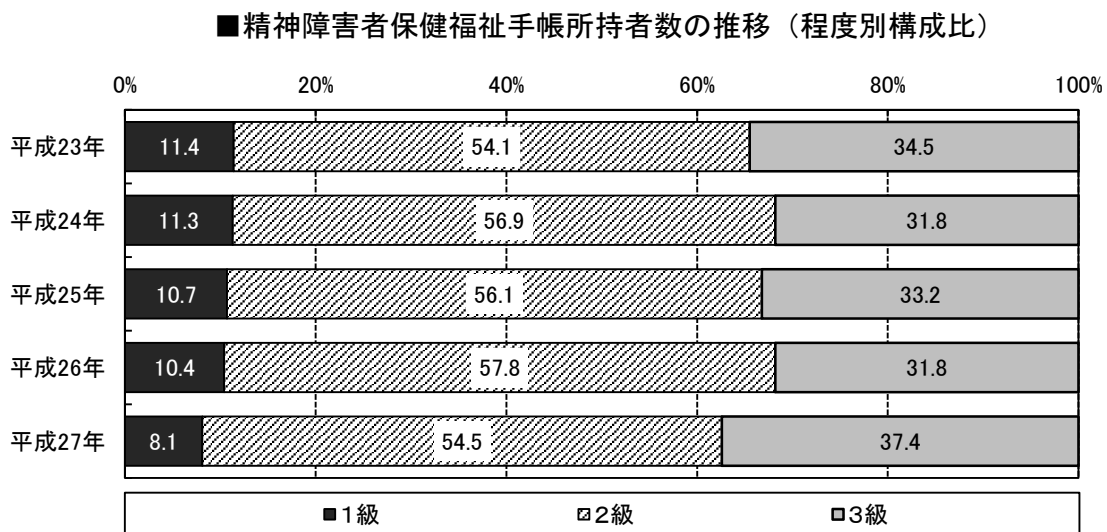
①障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

障がいの程度別でみると、平成27年は「1級」が33人、「2級」が220人、「3級」が151人となっており、「1級」は減少傾向、「2級」、「3級」は増加傾向にあります。平成23年と比較すると、「1級」は0.94倍（2人減）、「2級」は1.33倍（54人増）、「3級」は1.42倍（45人増）となっています。



資料：各年3月31日現在

構成比をみると、平成27年は「1級」が8.1%、「2級」が54.5%、「3級」が37.4%となっており、「1級」は減少しているのに対し、増減を繰り返しながら「2級」、「3級」の割合は増加傾向にあります。



資料：各年3月31日現在

2 アンケート調査の実施

(1) アンケート調査の目的

障がいのある人の現状や障がい福祉サービスの利用意向などを把握し、計画策定の基礎資料を得るため、アンケート調査を実施しました。

(2) アンケート調査の対象

	障がいのある人対象調査
調査対象者	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者
調査期間	平成 27 年 2 月 6 日（金）～2 月 20 日（金）
調査方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査
対象者数	2,000 件（無作為抽出）
回収数（回収率）	1,086 件（54.3%）

■調査結果をみるにあたっての留意事項

- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても、合計値が 100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- ・グラフ及び表の「N 数 (number of case)」、「サンプル数」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

(3) アンケート調査の結果（抜粋）

障害者手帳をお持ちの方に対するアンケート調査から、橋本市の障がい者福祉をめぐる現状と課題を抽出しました。

ア 支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

【現状】

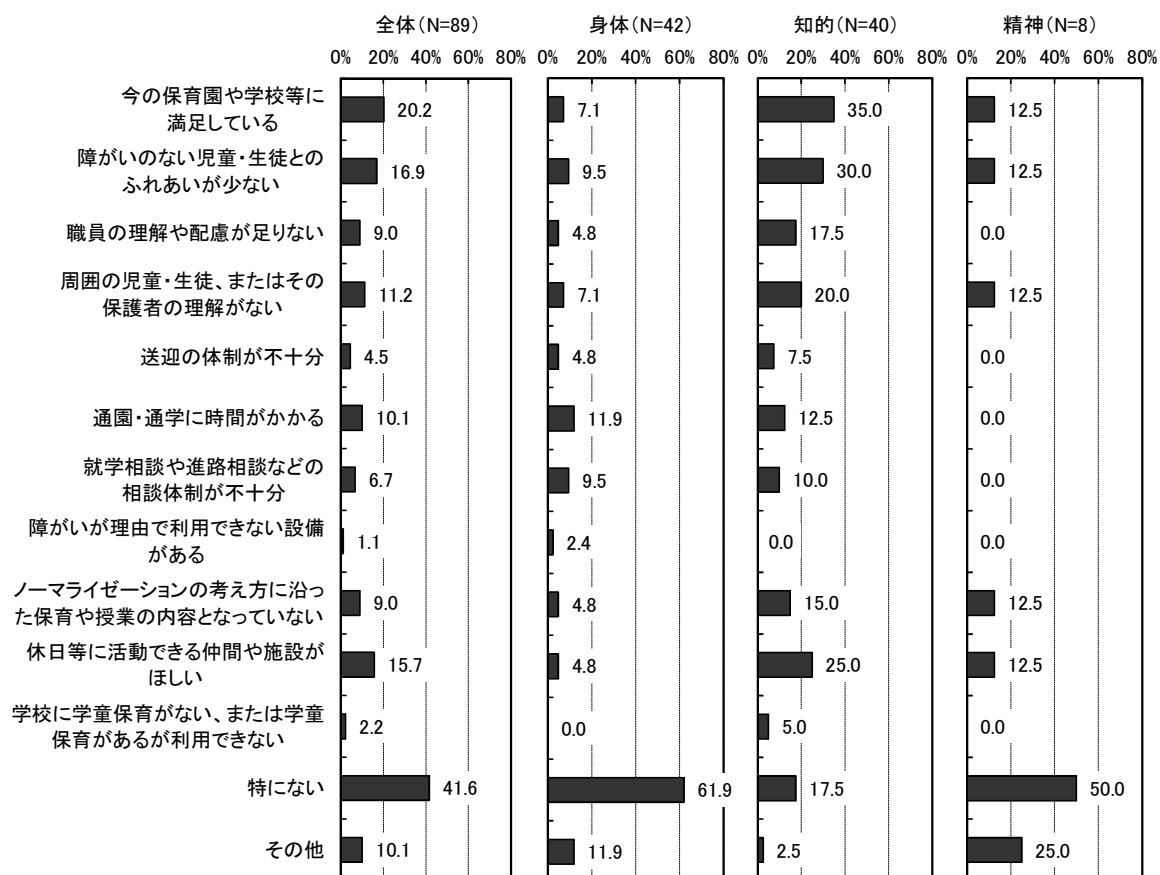
通園・通学等をしていて感じることについては、「満足している」という回答も多くある一方で、身体障がいのある人では「通園・通学に時間がかかる」、知的・精神障がいのある人では「障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない」「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」などの回答があがっています。

【課題】

園・学校だけでなく、地域などにおいても、障がいのある子どもとの関わりが持てる機会や居場所づくり、また、職員や市民等に向けた福祉教育を充実させていく必要があります。

就学相談や進路相談等の相談体制の充実を図る必要があります。また、誰でも学べる機会や交流発表の場の提供や障がいのある児童・生徒が障がいのない児童・生徒と共に学ぶ環境を整える必要があります。

●通園・通学等をしていて、感じること（複数回答）



イ 就労環境の整備

【現状】

就労状況については、身体・精神障がいのある人では「仕事をしていない（就労を希望していない）」、知的障がいのある人では「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型を含む）」割合が最も多くなっています。

仕事をしていないが探している、または学校に通っている方の今後の希望については、「わからない」を除けば、身体・知的・精神障がいのある人ともに「常勤で仕事をしたい」割合が最も多くなっています。

障がいのある人の就労支援として必要なことについては、身体・知的・精神障がいのある人ともに「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「企業等における障がい者雇用への理解」などの割合が多くなっています。

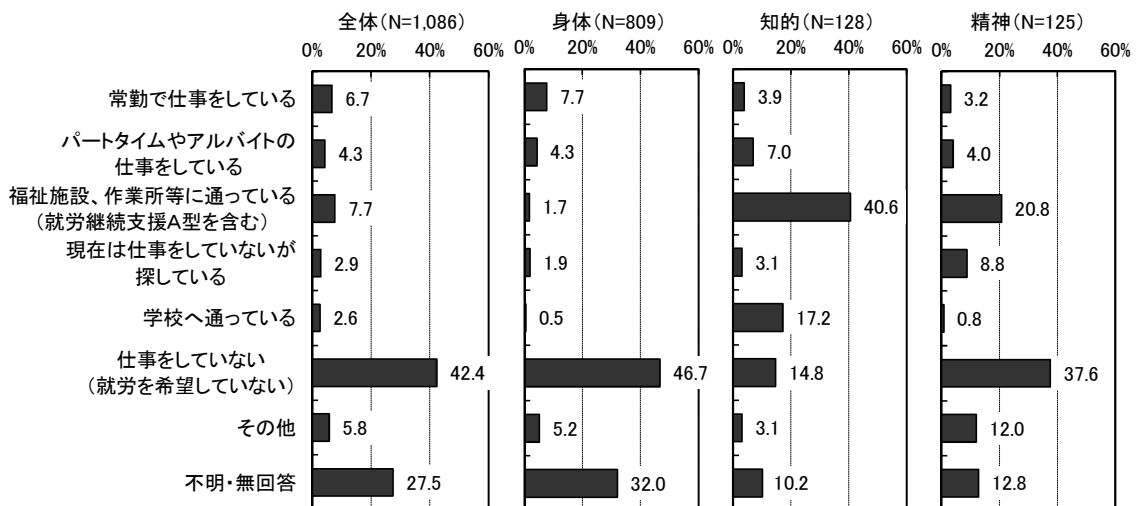
【課題】

就労に向けた訓練等の実施のため、障がい福祉サービスの利用の促進が必要です。

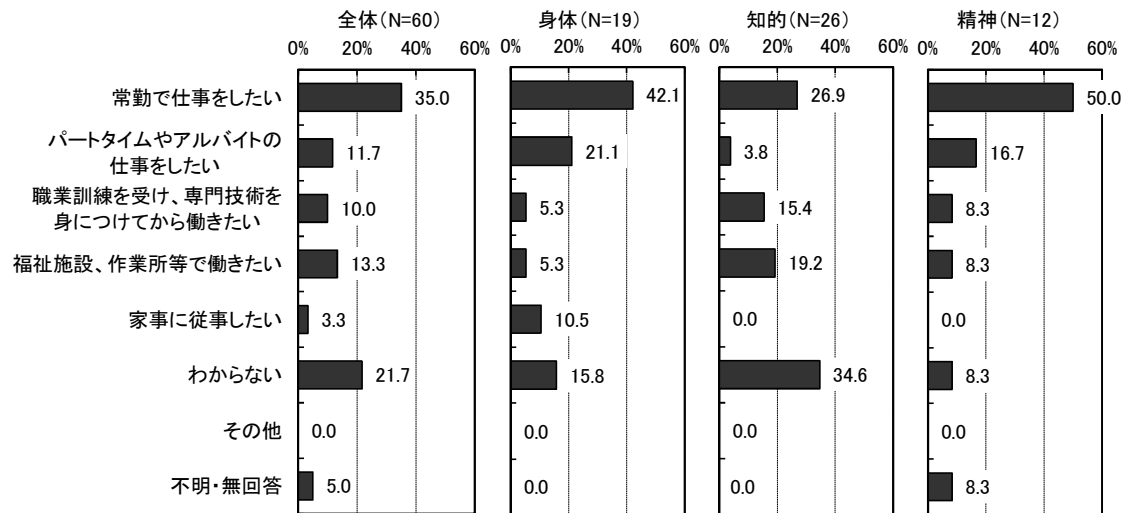
職場における障がいに対する理解や、障がいのある人の雇用の確保が求められています。また、就職した後も、事業主、関係機関が連携し、職場定着に向けた支援体制が必要です。

和歌山県などの関係機関と連携し、障がいのある人の雇用の拡大、職場定着に向けた障がい特性理解や職場における支援の方法など、企業側の理解促進を図る必要があります。

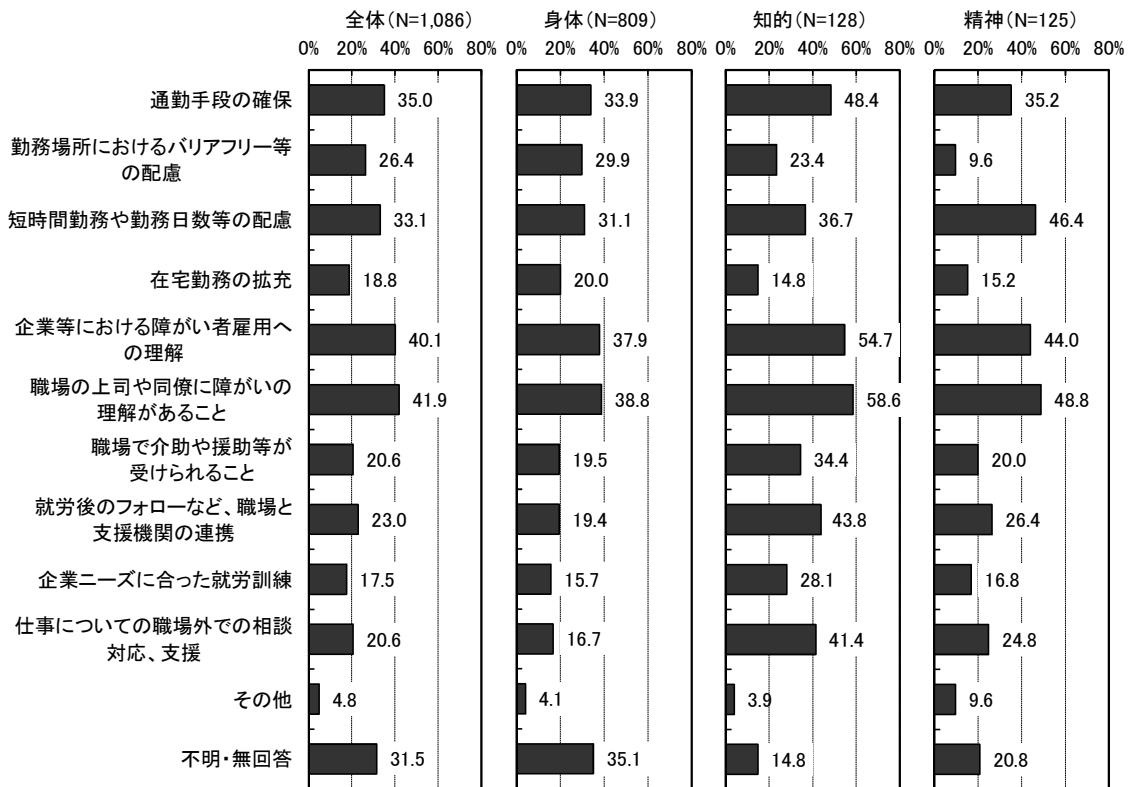
● 就労状況や形態



● [現在仕事をしていないが探している、または学校へ通っている方] 今後の希望



● 障がいのある人の就労支援として必要だと思うこと（複数回答）



ウ 障がいのある人に対する支援と窓口の充実

【現状】

福祉サービスに関する情報の入手方法については、身体障がいのある人では「市の広報紙」、知的障がいのある人では「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」、精神障がいのある人では「病院」の割合が最も多くなっています。

福祉サービスの利用で不満や困ったことについては、身体・知的・精神障がいのある人ともに「どんなサービスがあるのかよく分からない」の割合が多くなっています。

現在の生活で悩みや困ったことの相談先については、身体・知的・精神障がいのある人ともに「家族」の割合が最も多くなっています。また、知的障がいのある人では「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」、精神障がいのある人では「病院」の割合も多いことから、情報の入手先が相談窓口にもなっている状況がうかがえます。

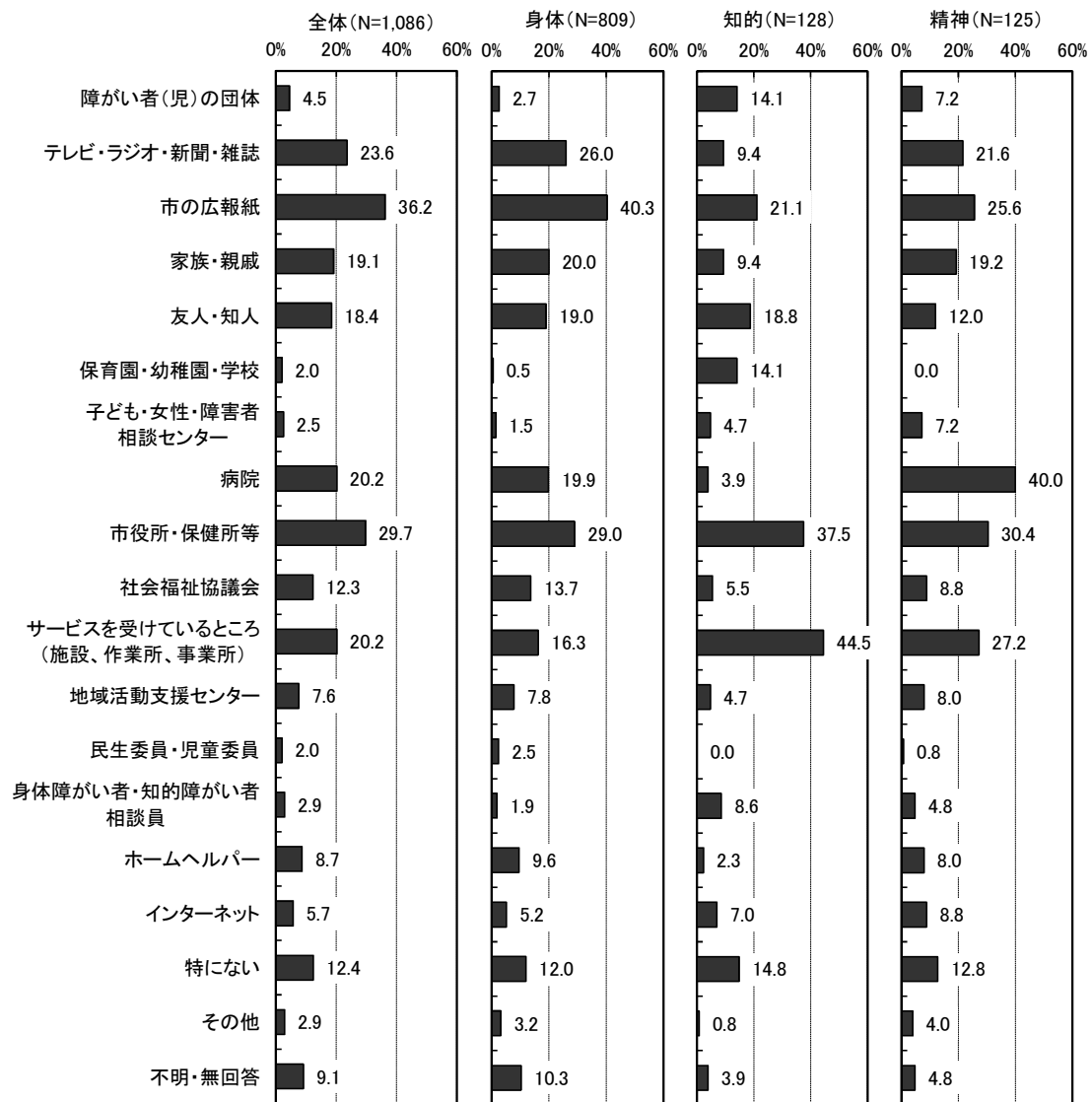
また、住みよいまちをつくるために必要なことについても、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が最も多くなっています。（27 ページ参照）

【課題】

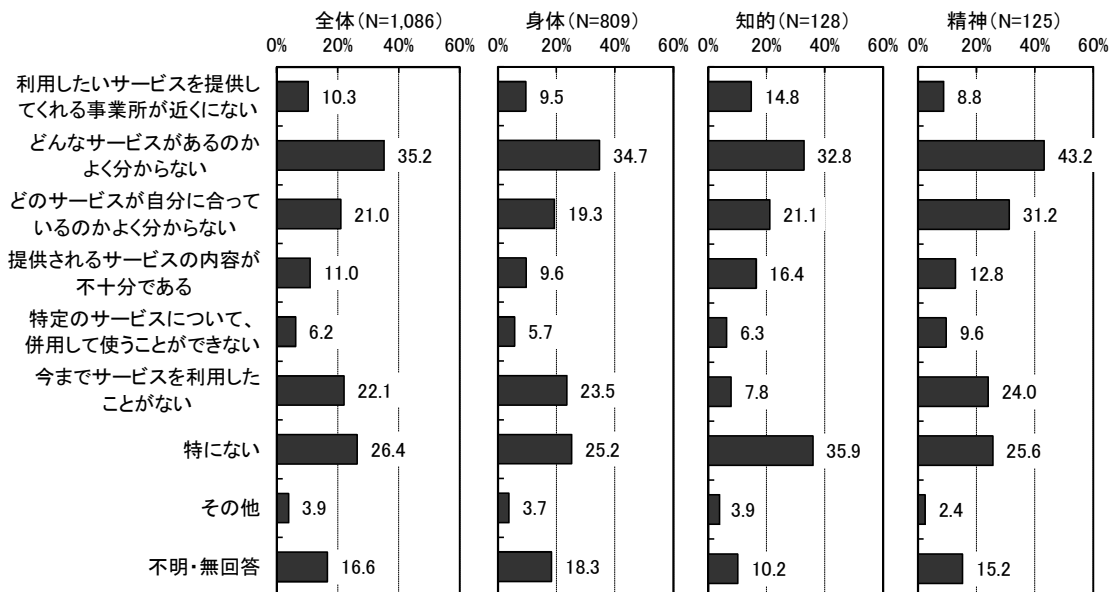
相談支援事業所を気軽に利用できるよう障がいのある人への周知が必要です。

必要に応じて複数のサービスを適切に結びつけるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、より一層の計画相談支援事業の充実に努める必要があります。また、障がい特性等を踏まえた適切な手段による障がい福祉サービス等の情報提供の充実や、何でも相談できる窓口の設置とその充実を図ることも必要です。

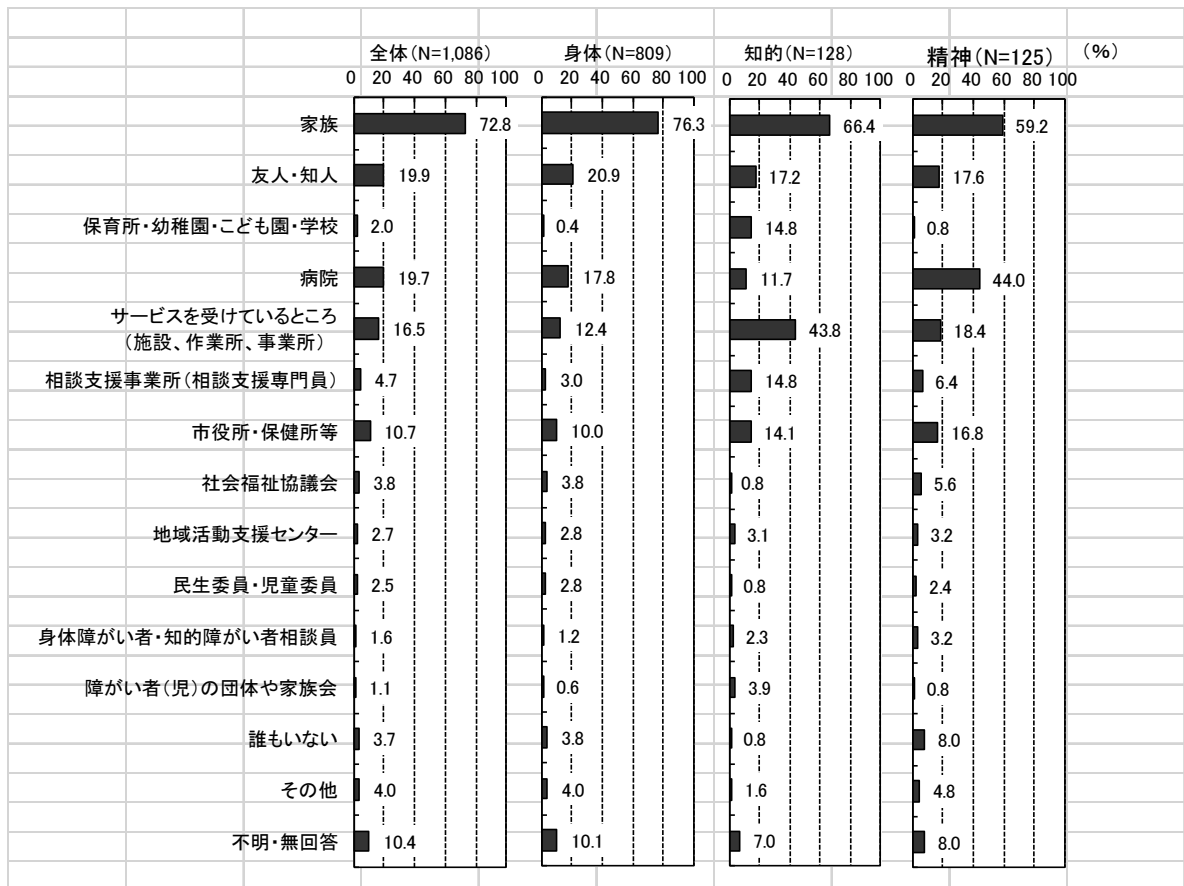
●福祉サービスに関する情報の入手方法（複数回答）



●福祉サービスの利用について不満や困ったこと（複数回答）



●現在の生活で悩みや困ったことの相談先（複数回答）



エ 「福祉のまちづくり」の推進

【現状】

外出するときに困ることについては、「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」の割合が、身体・知的・精神障がいのある人で最も多くなっています。また、身体障がいのある人では「障がい者用駐車場が不備、または少ない」の割合や、知的・精神障がいのある人では「周囲の人の目が気になる」の割合も多くなっています。

現在の生活で困ることや不安に思うことについては、身体・精神障がいのある人では「自分の健康や体力に自信がない」、知的障がいのある人では「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」の割合が最も多くなっています。

住みよいまちをつくるために必要なことでは、身体・知的・精神障がいのある人ともに「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も多く、身体・知的障がいのある人では「サービス利用の手続きの簡素化」、精神障がいのある人では「行政からの福祉に関する情報提供の充実」などの割合も多くなっています。また、身体障がいのある人では「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実」、知的障がいのある人では「障がいに配慮した公営住宅や、グループホーム等の整備など、生活の場の確保」、精神障がいのある人では「日中、自宅以外で気軽に利用できる居場所の確保」などもあがっています。

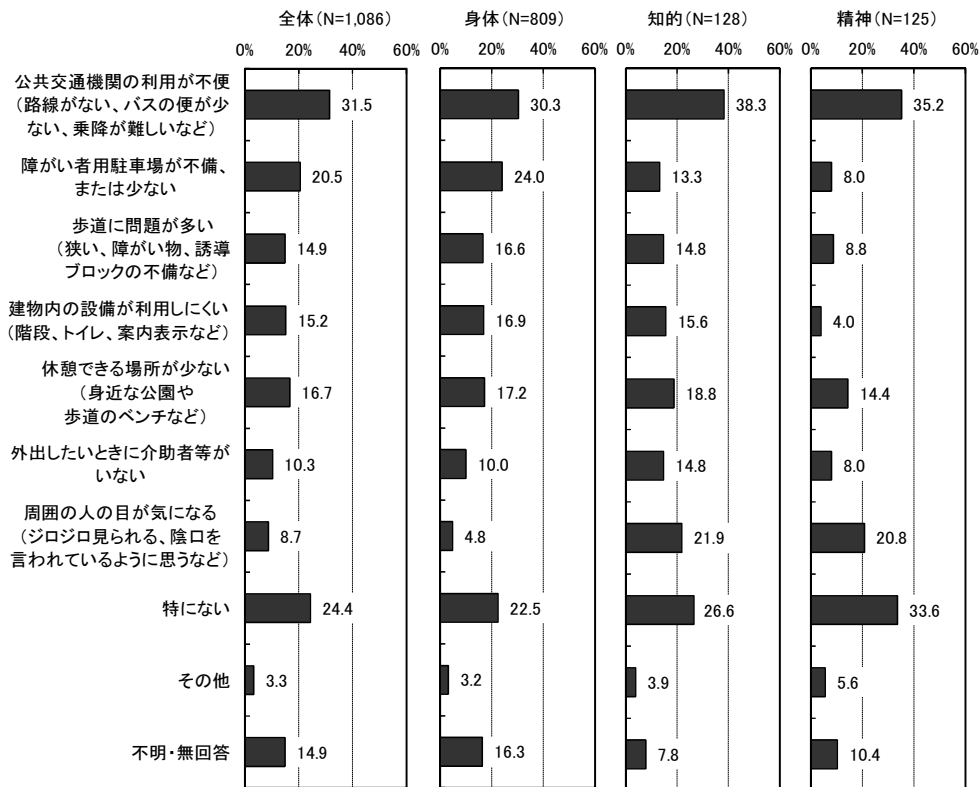
【課題】

障がいのある人が安全・安心に暮らすことができるよう、障がい特性に配慮した住宅や公共施設や道路、交通機関、障がい者用駐車場などの環境整備を進める必要があります。

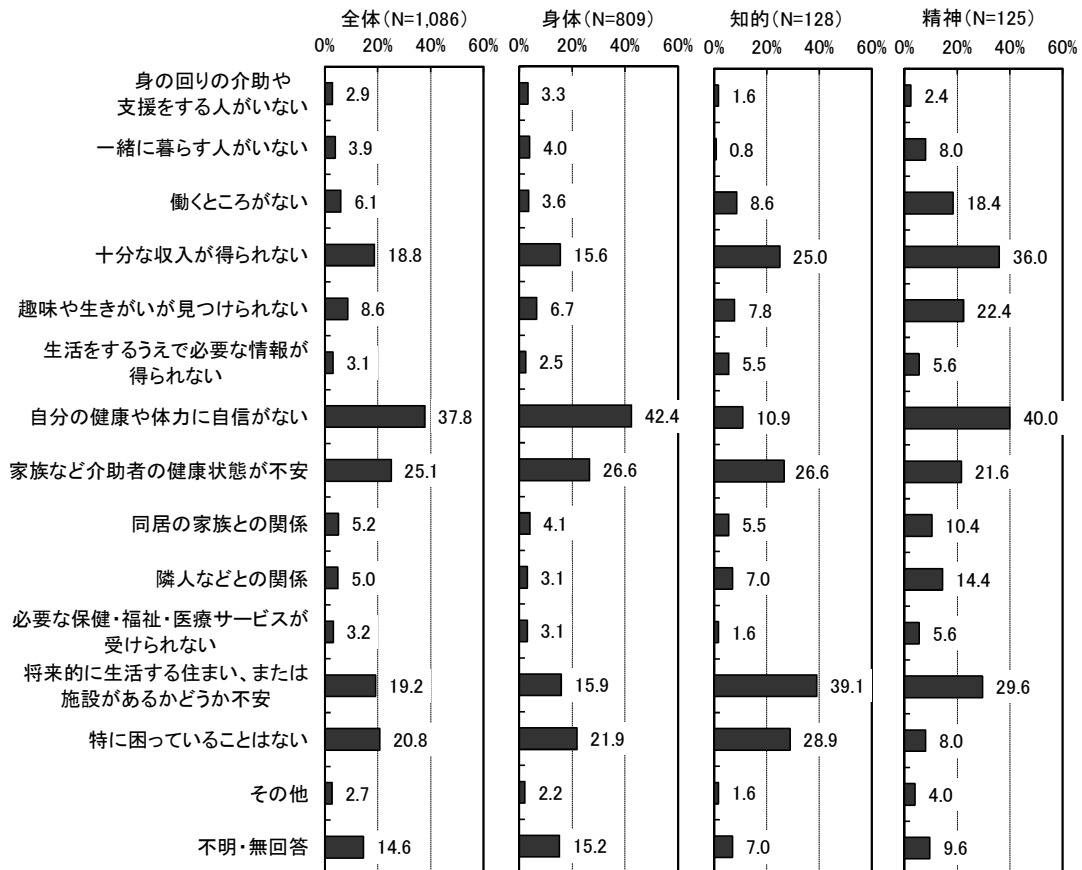
また、障がいのある人の様々なニーズに対応し、見守り等支援が受けられるグループホームの整備、移動を支援するための対策、保健・医療・福祉のサービスの充実なども重要となります。

障がいのある人が、地域や職場でその人らしく当たり前で生活できる環境整備を進めていくことが必要です。

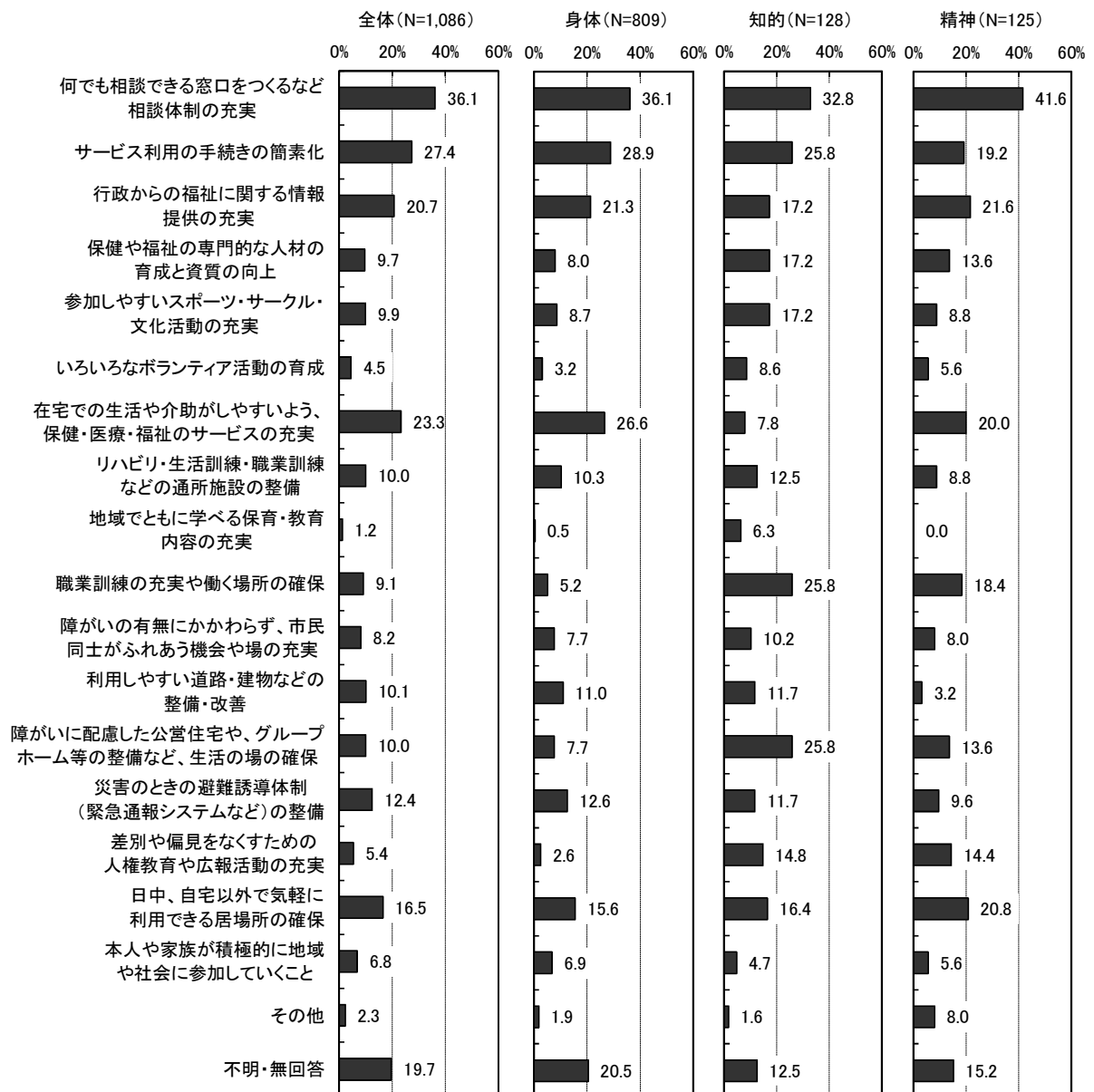
●外出時、不便に感じたり困ること（複数回答）



●現在の生活で困っていることや不安に思っていること（複数回答）



●障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要だと思うこと（複数回答）



オ 防災対策の推進

【現状】

災害発生時に一人で避難できるかについては、身体・知的障がいのある人では「できない」、精神障がいのある人では「できる」割合が最も多くなっています。

災害発生時に、不安に感じたり困ることについては、身体障がいのある人では「避難場所の設備（トイレや廊下、階段などに対する不安がある）」、知的障がいのある人では「避難場所での情報入手やコミュニケーションに不安がある」、精神障がいのある人では「避難場所で集団生活することが困難である」の割合が最も多くなっています。

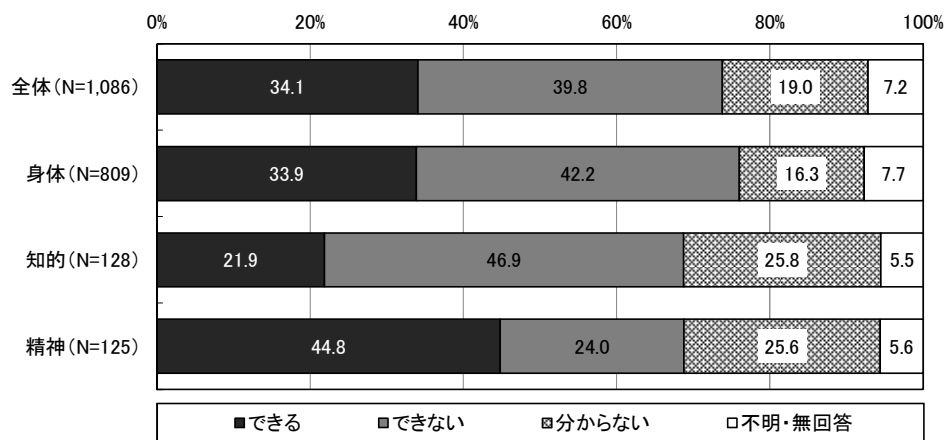
【課題】

「避難場所がどこかわからない」という意見もあるため、避難場所の周知を図る必要があります。また、避難所までいけない人の避難支援体制の確立も必要です。

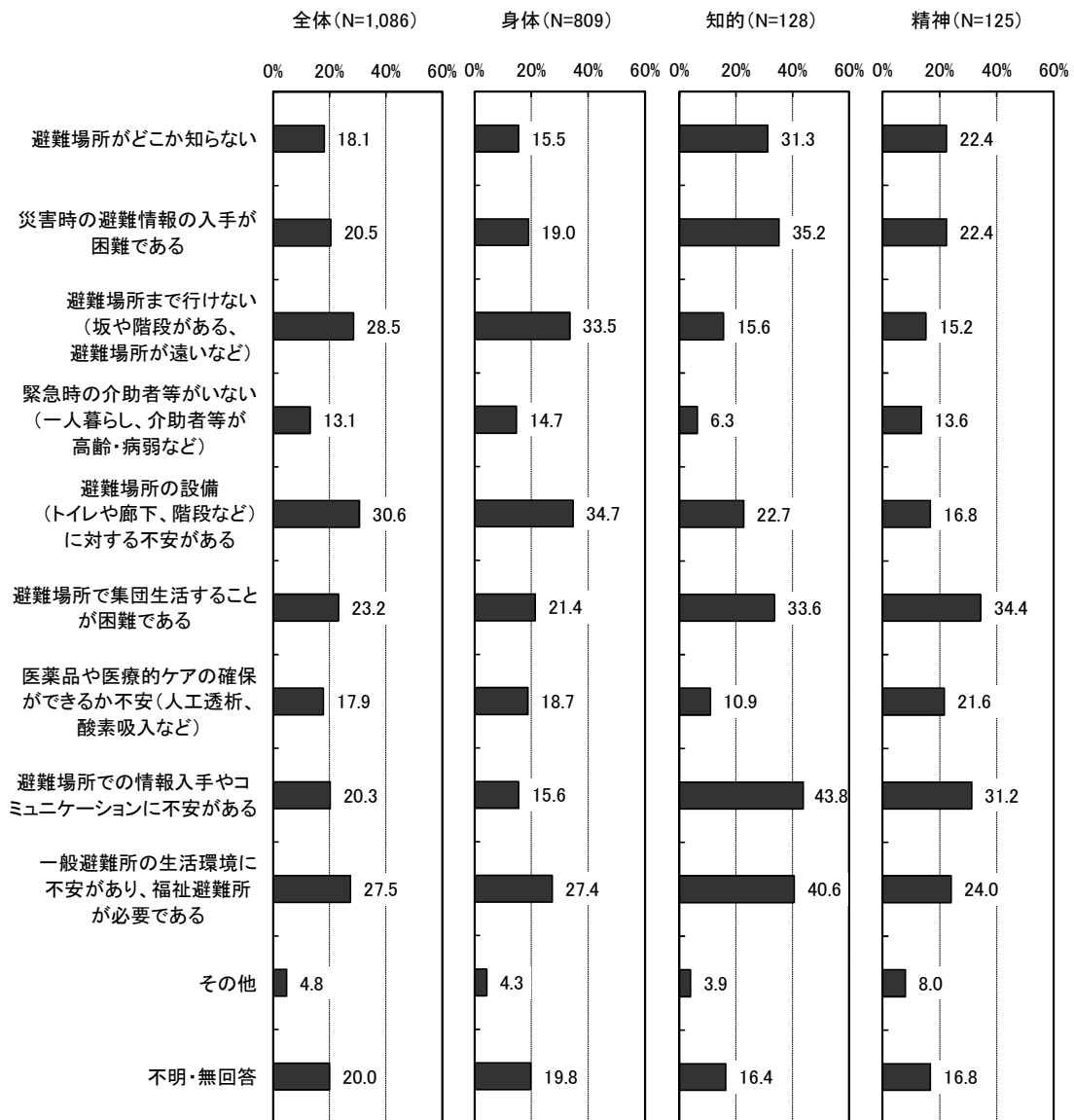
避難所では、情報提供、コミュニケーション支援等、障がい特性に応じた配慮が必要です。

障がいのある人のための「福祉避難所」についても、体制面での充実に努める必要があります。

● 災害発生時に一人で避難できるか



● 災害発生時に、不安に感じたり困ること（複数回答）



3 ヒアリング調査の実施

(1) ヒアリング調査の目的

障がい者団体・事業所等に対して、日々の活動状況や団体運営における課題などに関する意見をお聞きし、計画策定の基礎資料を得ることを目的にヒアリング調査を実施しました。

(2) ヒアリング調査の結果（抜粋）

生活環境・生活支援について
<ul style="list-style-type: none">・公共施設のバリアフリー化を図る必要がある。・段差の解消、歩道などの歩行環境の整備が必要。・障がい者用駐車スペースの拡充が必要。・エレベーターがある市内の主要駅でも、車椅子から車に移るにあたって、屋根のあるスロープがある駅は一つもない。・コミュニティバスの増便、路線の増設が求められている。・コミュニティバスは、車椅子が乗れない便もある。予約が必要で不便。・コミュニティバスの停留所までの点字ブロックの整備が求められている。・障がいのある人、子どもの電車移動に配慮した仕組みづくりを進めていく必要がある。 (電動車椅子や車椅子利用時、駅員の手配をしておかないと、外出が出来ない、時間や移動場所など前もって決めた通りに動かなければならない、途中下車が出来ない)・送迎困難家族への支援体制が必要。・両親が就労しているため通園できない児への保育時間延長など、保育園等との平行通園が求められている。・家族は、個々には対応出来ていないと考えておられるため、ケースに応じて、個々に対応できる仕組みが必要。・学童期における、体制づくりが求められている。(将来を見据えた考え方の構築等)・保護者への教育、精神的フォロー体制の確立、サービスの充実が必要。・ろうあ高齢者が安心して利用できる施設、介護ヘルパーが求められている。・就労などで月曜日から金曜日まで働かれている方の土日の余暇で、移動支援の希望があるが、土日のヘルパーの確保が難しく、依頼を受けることが難しい。・通院等乗降介助対応事業所の増設が必要。・重度訪問介護サービスの提供の事業所の増設が求められている。(介護保険の事業所で提供事業所が少ない)・地域活動支援センターの設置が求められています。・緊急時のショートなどの受け入れ先の確保が必要です。・障がいのある人が安心して老後を過ごせるためには、障がいのある人が利用しやすい高齢者住宅、老人ホーム等も必要。・専門性の高い施設(高齢期を過ごす施設)の確保を行う事で、個人を尊重できるような支援のあり方が必要。・在宅、グループホーム、入所施設等で生活をしている障がいのある人が高齢となり、医療も必要となり、寝たきりなどとなった場合、既存の高齢者サービスでは対応出来るのかが不安。(高齢者と障がいのある人では特性が異なる)

- ・複数の障がいを持っている利用者がおられても、入所出来るところがない。
- ・透析患者の受け入れ出来るところが求められています。
- ・施設入所支援、30年前の建物のため、4人部屋の解消が課題。
- ・下宿、寮等活用し、法人自身の運営だけでなく委託しても良いのでは？
- ・地元でのグループホーム、入所施設、ショートステイを充実させてほしい。ショートステイが必要なときに利用出来ない。(緊急時も含め)
- ・入所施設は、長期の利用者がいるのでショートステイの枠があいていない。
- ・入所施設に空きがないため、いつまでも家族が家庭で介護をしなければならず、将来の見通しが立たないので、家族の負担も大きい。
- ・本人(様々な障がいを抱えている方)を中心に考えての支援体制であるが、介護者の介護負担の軽減に配慮する体制もあわせて必要。
- ・介護者の介護負担軽減を図るための救済支援が必要。
- ・サービス(居宅、施設系)を利用して、事業者側の都合で一方向的に利用契約を打ち切られるケースが多発。この点、事業者側の改善をお願いしたい。特に障がいの重い場合が多く、支援が途切れないようにしてほしい。
- ・支援にあたる人材のレベルアップをお願いしたい。
- ・それぞれの障がい児者の実情にあわせた、きめ細やかな支援が必要。支援が途切れたり、家族が取り残されないようにすることが必要。
- ・高齢の家族と障がい者がともに死亡する事件があり、在宅で過ごす家族への負担は大きい。
- ・それぞれの障がい児者のニーズにあわせたトータルな生活支援が必要。

保健・医療について

- ・重度の障がいのある子ども、障がいのある人の急患に対して、対応できる医療機関の充実が必要。
- ・和歌山市内のビッグ愛で実施されているような、高齢者・障害者歯科診療所で、通常の歯科医院では対応の難しい高齢者、障害者の診察を保健福祉センターでの実施を望みます。
- ・医師や看護師に障がいに対する理解が必要。
- ・障害児者のリハビリ、訓練施設がない。小児神経専門医がいないので、市民病院などでの特別診療をもうけて欲しい。
- ・視覚障がいのある人が入院した時、24時間ヘルパーが利用できる体制づくりが必要。
- ・病院へ手話通訳設置、手話ができる医師、看護師、介護ヘルパーなどの手話通訳体制の充実が求められている。
- ・精神障がいのある人の入院の際、医療費の補助(減免)が求められている。

教育、文化芸術活動・スポーツ等について

- ・学習支援の場が求められている。
- ・キャンプや学習支援などを福祉でも計画して欲しい。
- ・障がいのある人、子どもが自由に利用できる場の整備が必要。
- ・障がい児者向けの生涯教育はほとんどない。障がいの種類や程度に関係なく利用出来る余暇活動が、特に支援学校卒業後にほとんどないので、増やして欲しい。
- ・気兼ねせずに参加出来る、文化・芸術、スポーツ活動等を増やして欲しい。
- ・休日や長期休みの時に参加できる行事が求められている。

- ・スポーツ関係の連絡を周知する体制が必要。
- ・障がいのある人にとっては外出しての運動が精神的にも、一番のリハビリテーションにつながると思う。
- ・文化、スポーツ活動など、社会参加をすすめるうえで、ガイドヘルパーを利用すると買物や通院の分の利用時間がなくなるよう時間の延長などをしていただきたい。
- ・言語としての手話教育の実施が必要。
- ・手話奉仕員養成講座の内容充実が求められている。(指導者養成講座受講費用の予算化)

雇用・就業、経済的自立への支援について

- ・支援学校からの卒業生の進路について、就労継続B型の見学や実習をすぐに利用できる体制が求められている。
- ・就労支援（一般就労）に対してさらに力を入れていくことが重要。
- ・就労継続の場合、賃金向上と、作業の新規開拓、マーケティングのノウハウなど、今後の仕組みづくりが求められている。
- ・就労移行支援の場合、実績がないと事業の継続が困難である。
- ・就労移行支援や就労継続支援（B型）事業所に対して仕事をまわしてほしい。
- ・市役所、各部署や公民館などで実習をする機会を与えて欲しい。
- ・就労移行支援に所属していても、地元で実習に行く機会がほとんどない。行政でも、一般企業や店舗、個人事業者などでの実習場所の開拓を積極的に行って欲しい。
- ・作業所への自主通所の定期代（JR、南海等）の負担が大きいため経済的自立の妨げになっている。
- ・ハローワーク、手話協力員の勤務時間の延長、職場での情報保障など、手話通訳体制の充実が必要。
- ・企業が施設及び働いている障がいのある人の状況を見学する（できる）ような施策を導入してもらいたい。
- ・視覚障がい者の多くが三療（あんま、マッサージ、針きゅう）を業として生活しているが、ここ数年前より、無資格で営業する方が多くなり、困っている。
- ・障がいのある人が納税者になれるまちづくりを行って欲しい。
- ・雇用について、作業所等へ通っている人以外の人の通知をすることが求められている。

情報発信等について

- ・サービスの内容の情報提供が重要。
- ・目で見えてわかりやすい、情報発信をお願いしたい。
- ・地域自立支援協議会からの情報提供が必要。
- ・園や学校などで告知を増やしてほしい。
- ・消費者に関する情報（和福連より）はいただいているが、防災関係の資料を配布する必要がある。
- ・災害時の情報、コミュニケーション保障が重要。(FAX、携帯メール、字幕放送、近所との付き合い、手話サークルと手話通訳者との信頼関係、目で聴くテレビ、福祉避難所の必要性)

安全・安心について

- ・点字ブロック上に物を置いたり、自転車や自動車、バイクを停めないよう指導して欲しい。
- ・公共施設のバリアフリー化や段差、歩道などの歩行環境の整備が課題。
- ・障がいのある人の災害時の避難誘導體制の構築を進めていくことが重要。
- ・障がいのある人（子ども）に緊急時のマニュアルの配布が重要。
- ・災害時のための、障がい児者の現状把握をしてほしい。
- ・障がいのある人（子ども）は、避難場所で過ごすことについての不安等、一般の子どもに比べ大きいので、特性等を理解してもらえる機会や場所を設ける必要がある。
- ・近々発生すると予想される地震に対し、視覚障害者が安心して生活できる福祉避難所の充実が求められている。
- ・日頃から避難場所の確認を地域住民と行政との合同災害訓練が必要。

障がいと障がいのある人（子ども）への理解（権利擁護・差別の解消等）について

- ・市職員、市民に向けての講演会や講座を行い、理解のための機会をつくる必要がある。
- ・行政は法律を守るというだけでなく、心の通った差別解消に行政として努力していただきたい。
- ・様々な障がいをもっておられる方々への対応について、行政職員の認識が乏しい。
- ・福祉関係以外の行政職員などの理解促進研修を行って欲しい。
- ・障がいと障がいのある人への理解に向けた啓発が重要。
- ・障がいのある人に対する市民理解を高める必要がある。
- ・障がい児者の支援にかかわる人材の施設内研修を義務づけが必要。福祉施設などの職員の意識改革が必要。障がい児者へのネグレクト（かかわらずに放置する）、言葉の暴力も虐待だという認識に欠けている。
- ・児童、生徒、保護者、地域住民に対して、障がい児者理解の機会を作って欲しい。現状は、目で見て分かる障がいへの理解は進んでいるが、見た目ではわかりにくい、知的障がいや発達障がい、精神障がいについての行政からの啓発活動が少ないと思われる。
- ・聴覚障がいは、見るだけでは、わからない。地域でもっと理解してもらいたい
- ・障がいのある人の意見をしっかりと聞く必要がある。
- ・保健福祉センターでの、講習や交流の場を増やすことが必要。
- ・地域での交流、そのための環境づくりが必要。
- ・障がいのある人とその家族と支援する方々との交流が身近になれば、バリアフリーにつながるのではないかな。
- ・ボランティアの場を提供する体制づくりも必要となっている。
- ・発達障がいなど、様々な障がいを早期発見、適正な早期療育に努められるよう、教育現場や行政（保健師等）の充実が必要。
- ・様々な障がいをもっておられる方々の個人が尊重され、個性が伸ばせる環境作りが重要。

行政サービス等について

- ・市役所など公共施設の音声案内や人的案内が欲しい。
- ・以前は市役所に入ってすぐ左側に福祉課があり利用者にとって便利であったが、現在はかなり奥にあり肢体不自由者にとっては不自由となっている。

- ・選挙の不在者投票、投票時に、担当係員の障がい者に対する理解、対応について研修が必要。特に知的障がいへの配慮がまったくなく困った事があった。
- ・行政の中でも、障がい児者に対応出来るエキスパートを養成してほしい。
- ・耳からの情報が主となる視覚障がいのある人をフォローしていただく面から、視覚障がいのある人のため、解説付テレビ放送をさらに充実させることが求められている。
- ・保護者が就労しているケースや病気を抱えているケース等の通園支援が必要。
- ・ボランティアの養成、学生ボランティアの活用が今後さらに必要。
- ・視覚障がいのある人（特に全盲）のひとり暮らしに対し、行政としてハード面、ソフト面での支援が求められている。
- ・法律の変更時の周知を徹底して欲しい。
- ・サービス事業者が増えるよう、行政に配慮して欲しい。
- ・地域自立支援協議会は教育との連携、司法との連携が今後の課題。
- ・現状は1人の障がいのある人について、ライフステージを通して支援する体制でない。出生時から幼児、小学校、中学校、高校、成人とそれぞれのライフステージが途切れることのないよう、情報の共有や連携の行える体制づくりが必要。
- ・今後、高齢化する障がいのある人への支援体制づくりが重要。

その他（計画策定にあたってのご意見等）

- ・行政と障がいのある人が一緒に計画策定を進める体制が必要。
- ・当事者理解を深め、『弱者に優しく、住んでいて良かった。住みやすい橋本市』をめざして、計画の策定をお願いしたい。
- ・今後、家族の高齢化にあたり、どのように、障がいがある人が生きていくのか、選択肢を多く提示できるようにしてあげたいが、自宅を選択された場合の、介護者の確保、入所の場合の入所先の確保は難しい。
- ・従業員の高齢化のため、若い世代（20代30代）の人員の確保が必要。新聞折り込みやポストインなどを行っているが難しい状態です。今後、人員が増えないと業務を受けることが難しくなっている。
- ・教育との連携が必要。明日事故に遭い、障がいのある人になる可能性は誰にもある。教員免許志願者の福祉施設での実習はあるが、それも行かなければならないからと義務的に来ている方々が多い。
- ・ソーシャルインクルージョンを進めるには小学校、中学校の時からお互いの交流が必要。
- ・成人の障がい者支援を特にお願いします。県内での事件を受けて、障がい特性に応じた柔軟な支援ができる様にしてください。
- ・行政や福祉、医療でのワンストップサービスが必要。
- ・アメリカなどでは、子どもに障がいがあると、支援チームをつくり、将来にわたっての支援の計画体制が作られ、途中で支援が切られて放り出されるようなことはありません。それぞれの成長過程で必要な支援を行い、現在の個別支援計画が、切れ目のない障がい児者と家族への支援となるよう計画の策定をお願いします。

4 主な課題のまとめ

本計画期間中に、特に取り組むべき主な課題を以下のようにまとめます。

(1) 障がいと障がいのある人に対する理解

平成23年7月の障害者基本法の改正において、障がいがある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における一切のものが「社会的障壁」と定義され、「障害者」とは、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであることが明記されました。

障がいのある人もない人も共に暮らせるまちをつくっていくためには、市民一人ひとりがノーマライゼーションの理念に基づき、障がいや障がい特性などを理解した上で、障がいのある人にとってのあらゆる障壁を取り除くための取組を進めていく必要があります。

ヒアリング調査の結果から、「市職員、市民に向けての講演会や講座を行い、理解のための機会をつくる必要がある」「障がいと障がいのある人への理解に向けた啓発が重要」など、啓発を重視する意見があがっているとともに、「地域での交流、そのための環境づくりが必要」「保健福祉センターでの講習や交流の場を増やすことが必要」など、交流による理解の促進を求める意見もあがっています。今後、広報などを通じて情報提供を行うとともに、障がいのある人とない人が交流できるイベントの開催など、障がいと障がいのある人に対する理解を深める機会の提供や専門的な内容についても学習できる機会を充実させることも重要となります。

(2) 障がいのある子どもに対する支援の充実

発達障がいなどをはじめとして、障がいのある子どもが増加しています。障がいのある子どもについては、様々な子どもとふれあいながら成長できるようにするとともに、専門的な支援を受けられる体制を整備していく必要があります。また、子どもの保護者が子育てに不安や負担を抱かないよう、支援していくことも重要です。

学齢期において、地域の学校で、障がいの有無に関わらず共に教育を受けられるように配慮することが求められています。本人や家族の希望に応じて、地域の学校や特別支援学校など、子どもの能力や可能性を伸ばしていくための最良の選択ができる環境をつくっていく必要があります。

また、ヒアリング調査結果からは、「出生時から幼児、小学校、中学校、高校、成人とそれぞれのライフステージが途切れることのないよう、情報の共有や連携の行える体制づくりが必要」などの意見もあり、療育だけでなく、障がいのある子どもの将来を考えた支援が求められています。

(3) 就労に向けた総合的な支援

障がいのある人が、その個性と能力に応じていきいきと働けることが重要です。一般就労の場、福祉的就労の場をともに充実させ、障がいのある人が経済的な自立を果たし、地域での自立した生活の実現をめざすことのできる環境づくり、仕組みづくりが求められています。

ヒアリング調査では、「就労移行支援に所属していても、地元で実習に行く機会がほとんどない」などの意見があげられており、職場実習の受入先の開拓が望まれています。

また、アンケート調査の結果から、障がいのある人の就労支援として、企業側の理解促進や、通勤手段の確保、勤務に対する配慮などがあがっており、就労後のサポート体制の強化も含めた取組が重要となります。

市内の企業や、就労系のサービス提供事業所、就労に関する国・県の関係機関などと連携し、職場実習の受入先や就労の場の確保と、障がいのある人の就労の継続を支援する総合的な取組を推進していく必要があります。

(4) 保健・医療

障がいのある人の健康の保持・増進のために保健・医療を充実させることは、障がいのある人の福祉を推進していくことにもつながります。

アンケート調査の結果で、現在の生活での不安として「自分の健康や体力に自信がない」「家族など介助者の健康状態が不安」などの回答があがっています。

ヒアリング調査結果からは「重度の障がいのある子ども、障がいのある人の急患に対して、対応できる医療機関の充実が必要」「通常の歯科医院では対応困難な障害者・高齢者の診察を保健福祉センターで実施して欲しい」などの意見があがっています。

今後、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、医療・診療体制の充実等が重要となります。

(5) 専門性の確保と相談体制の確立

障がいのある人が地域や家庭で暮らしていくためには、生活を支えるためのサービスや相談体制が重要になるとともに、質の高いサービスや支援が行えるよう、サービス提供事業所や学校、企業などにおいて、精神障がいや発達障がい等も含めた幅広い障がいに関する知識と専門性を高めていくことが必要です。

ヒアリング調査の結果でも、「相談支援事業所を増やしてほしい」「障害児者や家族の話をじっくり聞き、細やかな対応をお願いしたい」「相談支援専門員の人数が圧倒的に少ない。一人当たりの担当人数が多すぎる」などの意見があがっており、相談支援体制の強化が求められています。

また、相談体制については、相談機関における連携体制の強化や専門的な相談体制の構築を進めていくことが重要です。

(6) 地域生活を支える基盤整備

障がい重いこと、身近に介助者がいないことなどから施設への入所等を選択する人もいますが、自立可能な施設入所者については、本人の希望に応じて、できる限り地域で暮らせるように支援していく必要があります。

ヒアリング調査の結果からも、「在宅、グループホーム、入所施設等で生活をしている障がいのある人が高齢となり、医療も必要となり、寝たきりなどとなった場合、既存の高齢者サービスでは対応出来るのかが不安」「地元でのグループホーム、ショートステイを充実させて欲しい」「重度訪問介護サービスの提供事業所の増設が求められている」「緊急時のショートなどの受入先の確保が必要」「ろうあ高齢者が安心して利用できる施設、介護ヘルパーが求められている」などの意見があがっています。

グループホーム等の不足は本市において重要な課題となっているため、さまざまな地域資源を活用し、住まいの場を確保するための支援を推進するとともに、本人だけでなく、養護者の負担軽減等に対応できる支援体制を構築するなど、地域生活を支える基盤整備を図る必要があります。

(7) 安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、まちづくりの様々な面でバリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていく必要があります。

また、平成23年3月に起こった東日本大震災を受け、社会全体で防災・減災の機運が高まっていることから、地域を中心として、障がいのある人の安否確認や避難等について事前の心構えや準備を行うとともに、避難所などにおいても障がいのある人が安心して過ごせる体制を整備していく必要があります。

アンケート調査結果からも災害発生時に、不安に感じたり、困ることについては、「避難場所の設備（トイレや廊下、階段など）に対する不安がある」、「避難場所での情報入手やコミュニケーションに不安がある」、「避難場所で集団生活することが困難である」の割合が最も多くなっています。

ヒアリング調査の結果では、「近々発生すると予想される地震に対し、視覚障害者が安心して生活できる福祉避難所の充実が求められている」「障がいのある人（子ども）に緊急時のマニュアルの配布が重要」「障がいのある人（子ども）は、避難場所で過ごすことについての不安等、一般の子どもに比べ大きいので、特性等を理解してもらえる機会や場所を設ける必要がある」など、災害に対する意見は多数あがっていました。

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに向け、防災・防犯活動、公共施設や道路などの整備、情報提供など、様々な面から障がいのある人に配慮した取組を進めていく必要があります。

(8) 障がいのある人の権利を守る仕組みづくり

知的障がいなどにより判断能力が不十分な人については、本人の希望を尊重しつつさまざまな権利を守る仕組みが必要です。身寄りがない知的障がいや精神障がいのある人においては、障がい福祉サービスの利用契約や金銭の管理などで不利にならないよう、また、個人の権利や自己決定権が尊重されるような、権利擁護施策の利用促進の必要があります。

(9) 文化芸術活動・スポーツ等

障がいのある人が文化芸術活動やスポーツ等を行う際には、必要となる配慮や支援等が提供されるなど、環境の整備が重要となります。

ヒアリング調査の結果からも、「気兼ねせずに参加できる、文化・芸術、スポーツ活動等を増やして欲しい」「障がいのある人にとっては外出しての運動が精神的にも、一番のリハビリテーションにつながると考える」などの意見があがっており、障がいのある人の社会参加を目的としたレクリエーション・スポーツ大会の開催や、年齢制限なく生涯スポーツが楽しめる場の提供が求められています。

さまざまな活動を通じて、障がいのある人とない人が交流することで、障がいに対する理解を深める機会の充実に努める必要があります。

(10) 行政サービス等における配慮

障がいのある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、国及び県との適切な連携及び役割分担の下で、障がいのある人の施策を立案、実施する必要があります。

ヒアリング調査の結果からも、「当事者理解を深め、『弱者に優しく、住んでいて良かった。住みやすい橋本市』をめざして、計画の策定をお願いしたい」などの意見もあがっていることから、効果的かつ効率的に施策を推進するとともに、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、障がいのある人の施策に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、全庁をあげて障がい福祉の総合的な施策の展開を図ります。

第2章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

すべての人が、お互いを尊重し
いきいきと安心して暮らせるまち 橋本

本計画は、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら共に生きる社会をめざします。

2 「障がい」の概念

平成23年に改正された「障害者基本法」において、「障がい者」の定義は次のように定められています。

「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」

これにより、難病等に起因する「障がい」など、必ずしもそのまま「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」いずれかの類型に当てはまらないものについても、「障がい」に含まれることが明確化されています。また、障がいのある人が日常生活及び社会生活において受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであるとの考え方を踏まえ、「社会的障壁」の定義も置かれています。

また、障がいある人々の人権尊重のための法整備が進むなか、本計画では「障害」の「害」にマイナスのイメージを抱くこともあるため、人権尊重や障がい福祉に対する市民理解の一層の促進を図るため、国の法律や制度を除き、市が作成する公文書等において「障害」を「障がい」とする「ひらがな表記」で記載します。本計画における「障がい」や「障がいのある人」についても、「改正障害者基本法」の定義を踏まえたものとします。

3 計画の基本目標

基本理念に基づく住みなれた地域社会の中で、すべての人が互いに尊重し支え合い、いきいきと活動しながら共に生活していくまちづくりを実現するため、以下を基本目標とします。

1. 人権を尊重し共に認め合い支え合うまちづくり

障がいの有無に関わらず、市民それぞれの個性や能力が十分に尊重され、多様な価値観を認め合える連帯の視点に立つ社会づくりが必要です。

このような認識のもと、障がいに対する正しい理解と認識を市民全体に広め、障がいのある人もない人も互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合い偏見や差別のない、共に生きるまちづくりをめざします。

2. 地域での自立生活を支援する体制づくり

障がいのある人が自己決定と自己選択に基づき、主体的にサービスを利用し、地域で自立生活を安心して送ることができるよう障がい福祉サービスの充実を図ることが必要です。

障がいのある人のニーズに応じた多様なサービスが柔軟かつ複合的に提供されるようサービスの提供基盤の充実を図るとともに、障がいのある人自身の選択による主体的な社会活動への参加、地域での自立した生活を可能にする支援体制の実現をめざします。

3. すべての人がいきいきと暮らせるまちづくり

本市では、すべての人が暮らしやすいまちづくりをめざし、ユニバーサルデザイン（※5）やバリアフリーの視点に立った環境整備や、情報面のバリアフリー化の取組を進めていきます。

地域での支え合いや助け合いをはじめ、就労や社会参加への機会の提供、多様な方法による情報提供など総合的に取り組み、すべての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

※5 ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

4 計画推進の基本的視点

本計画は、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、次の視点に立って推進します。

1. 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの状況に関係なく、障がいのある人が自らの意思で選択し必要な支援を受けることができるよう、障がい福祉サービスの提供基盤を整備・充実し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。

2. 地域への移行促進や就労支援等の課題への対応

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤の整備・充実を図ります。

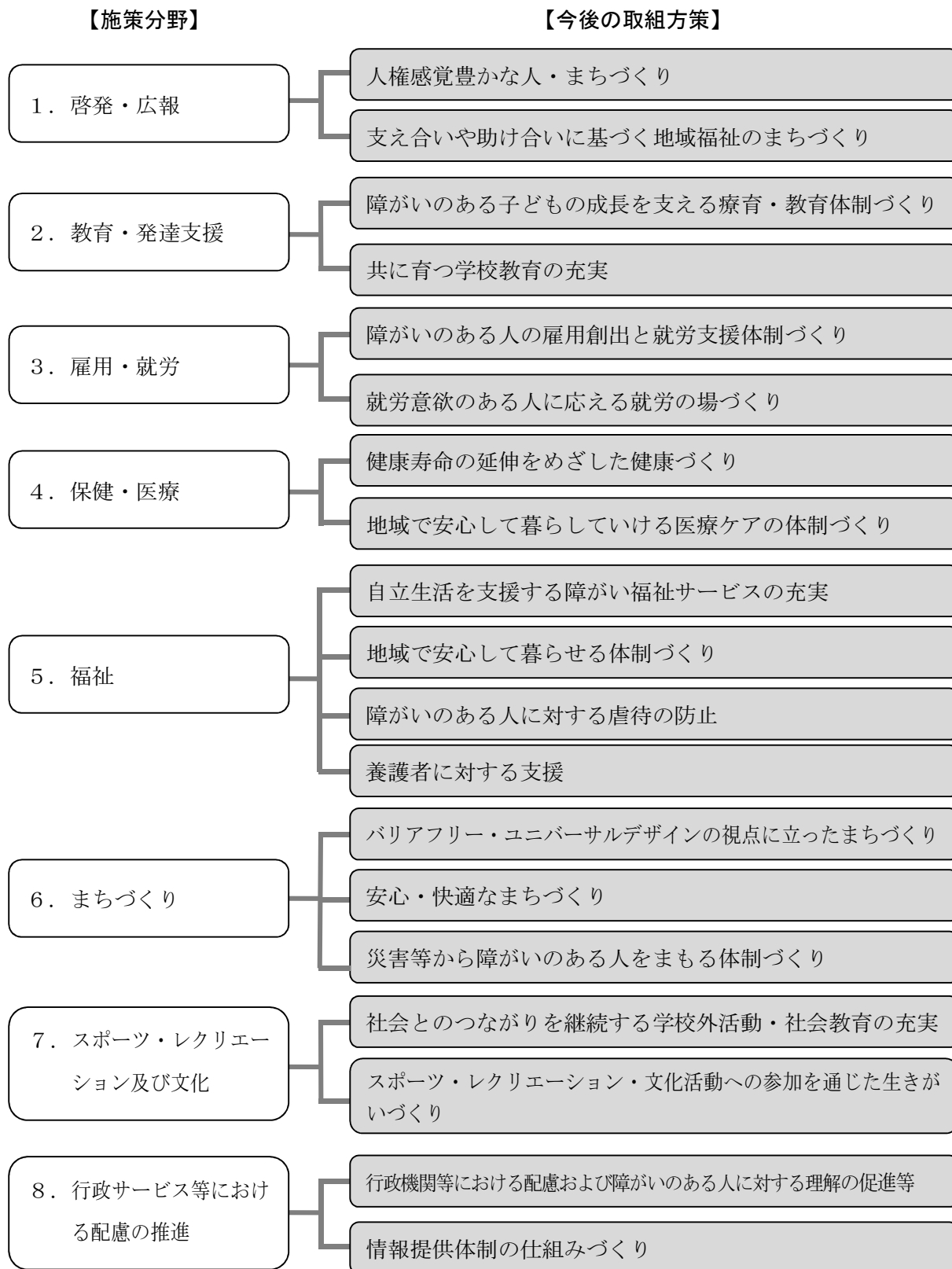
障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みづくりに向け、地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

3. 共生社会実現のためのバリアフリー化の促進

すべての人が支え合い、共に生活する社会の実現のため、障がいに対する正しい理解を進めるための啓発や交流活動により、心のバリアフリーを進めるとともに、社会生活を制約する物理的障壁の除去にも努めます。

ソフト・ハード両面にわたるバリアフリー化を図ることで、だれもが安全でくらしやすいまちづくりを推進します。

5 施策体系



第3章 第2次橋本市障がい者計画

1 啓発・広報

障がいや障がいのある人に対する理解を進めていくことが、すべての取組の基礎となります。そのため、ふれあいや交流を通して、障がい特性や必要な配慮について意識の啓発を図ることが重要となっています。

橋本市では、各種行事や啓発、広報活動を実施し、障がいについての理解と認識を一段と深める取組を進めます。

(1) 人権感覚豊かな人・まちづくり

事業及び取組の方向	取組内容
①各種メディアや行事の機会での広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいに関する市民の正しい理解と認識を深めるため、広報紙やホームページ、パンフレット等を活用した啓発活動を推進します。 ○人権啓発資料展におけるパネルの展示等により、人権について広く市民に啓発を図ります。 ○「人権講演会」の開催、差別をなくす啓発ポスター等の募集など、人権問題に対する理解と認識を深める機会の拡充を図り、市民一人ひとりが人権を尊重する社会づくりに向けた意識啓発を推進します。 ○高次脳機能障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がいや難病など、外見ではわからない障がいについて、理解の促進に努めます。
②ふれあいと交流による福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の行事や文化活動等に、障がいのある人もない人も参加しやすい環境を整え交流の場づくりに努めます。 ○障がいに関する市民の正しい理解と認識を深めるため、各種行事の開催に努めます。 ○人権尊重の視点に立ち、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、市内各学校において、総合的な学習の時間などを活用し福祉教育を推進します。 ○毎年開催している市民総合文化祭や公民館まつりでの福祉施設等作品展を引き続き実施し、障がいのある人の作品を通して障がいのない人との交流を促進します。 ○小・中・高等学校等と特別支援学校との交流学习や福祉施設での体験学習等、障がいのある人とのふれあいの場と機会の充実を図ります。

(2) 支え合いや助け合いに基づく地域福祉のまちづくり

事業及び取組の方向	取組内容
①地域での支え合い・助け合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての地域住民が相互に思いやる心を育み、困ったときに積極的に助け合える関係をつくれるよう取り組みます。 ○防災訓練等地域で行われる行事や活動に、障がいのある人も積極的に関わることで地域の連帯感が高まるよう取り組みます。 ○支援が必要な人が地域で孤立しないよう、高齢者施策と連携し、安否確認をはじめ、そのような人を早期に発見し対応するため、地域の関係団体や地域住民の参加・協力による小地域ネットワーク活動の機能を充実・強化します。また、支援が必要な人に関する個人情報の共有にあたっては、個人情報保護のための取組を徹底します。
②ボランティア・住民参加型活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の自発的・自主的な地域福祉活動への参加促進や手話や点訳などの福祉ボランティア活動を活性化するため、社会福祉協議会等と連携し、情報提供や学習機会を提供します。 ○市民によるボランティア・福祉活動を推進するため、活動リーダーや担い手を確保・育成します。 ○当事者団体に対し活動助成することで、団体の健全な育成と運営の安定化を図ります。
③障がいのある人が安心して暮らせるセーフティネットの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者施設や事業所、民生委員・児童委員、地域住民からの連絡・通報など、さまざまな機関が連携し、地域で課題を抱える障がいのある人の早期発見と状況把握を図ります。 ○保健・福祉・教育等の専門機関や福祉に関わる事業所などで構成する「橋本・伊都地域自立支援協議会」において、障がいのある人からの多様な相談に対応できる仕組みづくりに取り組みます。

2 教育・発達支援

保護者をはじめ、教育・福祉・保健・医療の関係者等が情報を共有し、連携を図ることによる「途切れのない支援」が求められています。障がいのある人が人としての尊厳を保ちながら、共に学び、共に育つことを基本とし、自立した社会生活と自己実現のため関係機関と連携し、一人ひとりの障がいの状況に応じた取組を推進します。

(1) 障がいのある子どもの成長を支える療育・教育体制づくり

事業及び取組の方向	取組内容
①早期療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査等により発達上の支援を必要とする子どもの早期発見に努め、乳幼児健康相談、発達相談、フォロー健康相談の実施等、保護者に対する支援体制を充実し、早期対応を図ります。 ○発達相談員を配置し、子どもの行動や発達等に関する相談・指導助言を行い、保護者の不安の軽減及び解消が図れるよう支援します。 ○発達につまずきのある子どもの保護者に対し、親子通所事業「のびのび教室」等を通じ相談や育児方法等について支援を行います。 ○児童発達支援事業「たんぼぼ園」の施設環境の充実と、療育を必要とする子どもの受入体制の拡充に努めます。 ○保健師、保健所、児童通所事業所、行政等の専門機関の連携による療育体制の強化を図り、一人ひとりの障がいに応じた早期からの療育を推進します。 ○児童通所支援等の受入体制の拡大及び発達障がいのある子どもに対する相談・支援体制の整備に努めます。 ○発達障がいのある児童のSST（ソーシャルスキルトレーニング）※6を実施し学童期の支援の充実を図ります。 ○思春期に顕在化する発達障がいのある子どもの支援や二次障がいの防止に努めます。
②保育園・幼稚園等の保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園・幼稚園等においては、保育士、教諭の加配を適切に実施し、障がいのある子どもの受入体制の充実に努めます。 ○保育士・教諭の資質向上を図るため、障がいのある子どもの保育に必要な知識や技術に関する研修を行います。
③障がいのある子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○発達相談員による保育園・幼稚園・学校等への訪問や巡回発達相談により、障がいの早期発見・早期対応に努めます。 ○限局性学習症※7・注意欠如/多動性症※8・自閉スペクトラム症※9等について、保育士・教諭の理解を深めるとともに、指導方法などに関する研修を充実します。 ○和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」、専門的医療機関及び和歌山県教育委員会と連携し、発達障がいに関する療育相談等の利用を促進します。

- ※6 SST（ソーシャルスキルトレーニング）：「社会生活技能訓練」、「生活技能訓練」などとも呼ばれる。対人関係を中心とする社会生活技能のほか、日常生活を円滑に送る技能等を高める訓練。
- ※7 限局性学習症：全般的な知的発達の遅れはないのに、読む、書く、計算するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいう。
- ※8 注意欠如/多動性症：注意持続の欠如もしくは、年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性を主な特徴とする発達障がいの概念のひとつ
- ※9 自閉スペクトラム症：多くの遺伝的要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障がいで、コミュニケーションが苦手、対人関係をうまく築けない、限られた対象にこだわるなど3つの特徴がある。比較的症状が軽い「アスペルガー症候群」や「非定型自閉症」の人たちまで含めた呼び方。

(2) 共に育つ学校教育の充実

事業及び取組の方向	取組内容
① ライフステージに応じた支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所、児童相談所、児童通所事業所、医療機関等の連携による、児童・生徒の発達に応じた適切な相談や療育を受けられる体制づくりに努めます。 ○障がいのある児童・生徒一人ひとりの実態に即し、本人や保護者の意向を把握しながら、就学に関し適切な情報を提供し、保護者と共によりよい教育をめざします。 ○身近なところできめ細かな教育相談・発達相談に応じられるよう、指導主事の配置や県の巡回相談の利用促進など相談体制の充実を図ります。 ○乳幼児期から一貫した指導・支援のための個別支援計画を作成し、障がいのある児童・生徒に対する継続的な発達支援システムの構築に努めます。
② 一人ひとりに応じた教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校、教育支援委員会等の専門機関の連携による教育体制の強化を図り、一人ひとりの障がいに応じた早期からの教育を推進します。 ○保護者の教育上の悩みや不安の軽減及び解消を図り、障がいのある児童・生徒一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し、教育相談の充実を図ります。 ○特別支援学級において、個々の障がいに応じた指導内容・指導方法を検討し、適切な指導を計画的・組織的に行います。また、特別支援教育支援員を配置し、支援が必要な児童・生徒のサポートに努めます。 ○特別支援教育について、教職員への研修を行い、指導力の向上を図ります。 ○教育機関や就労に関する施設等との連携を強化し、進路相談の充実を図ります。 ○視覚や聴覚に障がいのある児童・生徒の教育環境を確保するため、盲学校・ろう学校への通学の訓練を支援します。
③ 教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対し、校内コーディネーターを中心に校内体制の整備充実を進め、ニーズに応じた適切な教育を推進するとともに、就学指導や就学相談等のコーディネートを行います。 ○小・中学校において肢体不自由や重度の障がいのある児

	<p>童・生徒の移動や介助、安全確保のため、介助員を配置し、障がいのある児童・生徒の特別な教育ニーズに応じた指導体制の充実を図ります。</p> <p>○障がいのある児童・生徒が共に学び、学級の一員として学級活動に参加し、障がいのない児童・生徒との相互理解を深めるため、教育内容、指導方法、教育環境の充実に努めます。</p> <p>○障がいのある児童・生徒等が学校生活を送りやすいように、エレベーターやスロープ、障がい者用トイレの設置など、小・中学校の施設・設備のバリアフリー化を引き続き推進します。</p> <p>○すべての教員が、障がいのある児童・生徒の教育に関する理解を深めるとともに、教育内容や指導方法を一層充実させるための研修を継続し、教員の資質の向上を図ります。</p> <p>○限局性学習症、注意欠如/多動性症・自閉スペクトラム症等の発達につまずきのある児童・生徒に対し、「サポート教室」や「ことばの教室」においても、それぞれの能力や適性に応じた個別指導・少人数指導を行い、社会性やコミュニケーション能力の伸長、学校生活での適応力の向上などを図ります。</p> <p>○スクールソーシャルワーカー（※10）等と連携・調整を図り、児童・生徒を取り巻く家庭・学校・地域環境等の改善に努めます。</p>
--	--

※10 スクールソーシャルワーカー：子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する福祉の専門家。近年は、虐待やいじめへの対応で注目されており、社会福祉士や精神保健福祉士など福祉のプロが担うことが多い。

3 雇用・就労

障がいのある人の就労や工賃向上のため、定着支援や企業への啓発等、障がい特性や多様化したニーズへの対応が求められています。きめ細かで継続性のある総合的な福祉サービスを推進し、障がいのある人のライフステージ全般を通じたケアマネジメント体制の整備を進めます。

(1) 障がいのある人の雇用創出と就労支援体制づくり

事業及び取組の方向	取組内容
①職業相談の充実・障がい者雇用に対する支援と関係機関のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○公共職業安定所、若者サポートステーション、ジョブカフェわかやま(※11)、相談支援事業所や障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就労・雇用についての情報提供に努めます。 ○障がいのある人個々の特性に応じたきめ細かな相談等を行い、就労支援と雇用の促進を図ります。 ○「就労継続支援事業A型」による雇用に基づく就労機会の提供や「就労移行支援事業」による一般企業への就労に向けた支援等を推進します。(→「第4章 第4期橋本市障がい福祉計画」参照。) ○ジョブコーチ(※12)やトライアル雇用(※13)の利用促進を図ります。
②就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の一般雇用を促進するため、事業主に対して障がいのある人の雇用の啓発と各種助成制度等の周知・活用を図ります。 ○就労前の訓練の場を充実し、障がいのある人の就労の促進に努めます。 ○一般企業への就労が見込まれる障がいのある人について、就労移行支援事業の利用を促進し、就労や職場定着に必要な訓練や指導等を実施します。(→「第4章 第4期橋本市障がい福祉計画」参照。) ○一般企業への就労が困難な障がいのある人に対して必要な訓練や生活指導を行う就労継続支援事業の利用を促進します。(→「第4章 第4期橋本市障がい福祉計画」参照。) ○障がいのある人の就職を支援するため、企業に対してセミナーの実施や職員研修等を支援します。
③企業に対する啓発・広報の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用促進月間(毎年9月)を中心として、障がいのある人の雇用の促進等に関する法律の内容や各種助成金制度の周知を図ります。 ○企業等の障がいへの理解や雇用促進のための諸制度、職場環境の改善の取組等の啓発に努めます。
④行政における雇用の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○市及び関係機関において障がいのある人の雇用を推進します。

- ※11 ジョブカフェわかやま：和歌山県がハローワークをはじめとした関係機関と連携し、県内で就職を目指している若者（学生及び35歳未満の求職者、35～40代前半の不安定就業者の方）の就職相談、インターンシップ、各種セミナー、職業紹介などさまざまな就職活動に関するサポートを行っている施設。
- ※12 ジョブコーチ：円滑なコミュニケーションが困難な障がいのある人が職場環境に適応できるよう、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整を行うなどの支援をする指導員。
- ※13 トライアル雇用：ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、障がいのある人等を一定期間試用雇用し、期間終了後に本採用するかどうか決める制度。事業主には助成がある。

（２）就労意欲のある人に応える就労の場づくり

事業及び取組の方向	取組内容
①福祉的就労の促進・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就労継続支援事業等の福祉的就労への支援を行います。 ○障がい者就業・生活支援センターや自立支援協議会（※14）と連携し、施設からの物品購入及び施設への業務委託の拡大を図ります。 ○就労継続支援事業などにおいて職種の拡充を図ります。
②就労の場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の就労機会を拡充するため、公的な事業・施設等を活用した就労の場の確保に努めます。
③就労環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者就業・生活支援センターと協力し、就業及びこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障がいのある人の雇用の促進及び安定を図ります。 ○障がいのある人が働きやすい職場環境づくりについて、企業に対し理解の促進に努めます。

- ※14 自立支援協議会：障がい福祉に係るさまざまな課題に対し、障害福祉サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

4 保健・医療

入院・入所から地域生活への移行をはじめ、障がいのある人の「養護者の高齢化」や「親なき後の生活」を見据え、地域生活を支える体制整備のいっそうの促進が求められています。障がいのある人が自己実現のための社会参加を自ら決定し、いきいきとした生活を送ることができるよう、生活支援、医療、相談等、各種の体制づくりに努めます。

(1) 健康寿命の延伸をめざした健康づくり

事業及び取組の方向	取組内容
①健診による疾病等の早期発見と予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○母親及び乳幼児の健康の保持増進、疾病の早期発見・早期治療等に結びつくよう、乳幼児健康診査・保健指導の体制を充実するとともに、受診の促進を図ります。 ○健診後、継続的に支援の必要な乳幼児に対しては、健康相談や発達相談等を引き続き実施し、学童期に向けて健全な育成を図ります。 ○がんの早期発見・早期治療のため、がん検診の積極的な受診勧奨を行います。 ○市民が生活習慣病予防に積極的に取り組むため、40歳から75歳未満の国民健康保険加入者を対象に特定健診を実施するとともに、生活習慣を改善するための継続的な保健指導を実施します。 ○疾病や要介護状態になることを予防するために、保健指導や介護予防に取り組みます。
②健康管理・増進施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な生活習慣の改善や積極的な健康づくりなど、市民の生活習慣病の予防に対する取組を促進するための啓発を充実します。 ○保健所が実施しているところの健康相談の推進を支援します。 ○今後も保健福祉センターを保健・福祉の中核拠点とし、乳幼児健診等の母子保健をはじめ、生活習慣病予防やがん検診、介護予防など、生涯を通じた健康づくり施策を一元的に実施するとともに、福祉に関する総合相談窓口機能を整備し、地域福祉のネットワークづくりを推進します。 ○高齢者等を訪問し、健康面についての聞き取りをし、医療機関との連携のもと相談しやすい体制づくりに努めます。
③地域リハビリテーション体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○寝たきりやひきこもりを予防するため、NPO法人や関係機関との連携のもと、身近な地域で受けることができるリハビリテーション体制を整備します。 ○障がいのある人が日中、通所施設における機能訓練や就労に向けた訓練等を通じて活動的な生活を送ることができるよう支援するため、障害者総合支援法に定める訓練等給付事業の利用を促進します。(→「第4章 第4期橋本市障がい福祉計画」参照。)

(2) 地域で安心して暮らしていける医療ケアの体制づくり

事業及び取組の方向	取組内容
①医療・診療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が地域で安心して医療を受診できるよう、病院と診療所との連携並びに病院間の連携を推進し、地域医療との連携体制の充実を図ります。 ○橋本医療圏の病院が輪番制により、救急患者の診療を行うことで、休日・夜間における救急医療体制の確保に努めます。 ○小児急患に対し、定期的な夜間診療日を設けることで、小児科の夜間救急受入れ体制の維持に努めます。 ○聴覚障がいのある人が意思疎通を円滑に進め、適切な医療を受けることができるよう、手話通訳者の派遣を行います。
②精神障がいのある人の医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○休日、夜間における精神疾患の急性発症患者の受診等に対応するため、県が実施している精神科救急医療システム整備事業の周知に努めます。 ○医療機関と協力して、地域移行を推進するためデイケア等の利用を促進します。 ○こころの病気に関する知識の普及、こころの健康づくり、自殺予防対策等の推進により、市民の早期受診につながるよう努めます。
③難病患者の保健医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の難病患者が安心して療養できるよう、保健所が実施している保健師及び専門職による患者訪問、指導援助について連携を図ります。 ○県と連携し、難病患者を支援する体制の推進に努めます。
④医療費助成の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活、または社会生活を営み、安心して適切な治療を受けられるよう、自立支援医療（更生医療・精神通院医療・育成医療）の適正な利用を促進します。 ○重度心身障がい児（者）の医療費の負担を軽減するため、それにかかった費用を助成し、安心して受診できる環境を整備します。

5 福祉

関連諸機関相互の連携（ネットワークづくり）を強め、障がいの重度化や、障がいのある人の高齢化への対応が求められています。それぞれの障がい特性や要望に応じた適切な各種サービスの提供などの取組の充実を図ります。

（１）自立生活を支援する障がい福祉サービスの充実

事業及び取組の方向	取組内容
①相談支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人やその家族が、福祉に関するサービスや制度などに関する相談が身近に利用できるよう、障がいの特性に対応した相談支援事業を実施します。（→「第4章 第4期橋本市障がい福祉計画」参照。） ○相談支援専門員や手話通訳者等を配置し、障がいのある人からのさまざまな相談に対応できる体制の整備を図ります。 ○障がいのある人が適切なサービスを受けられるよう、特定相談支援事業所、関係機関等が連携したケアマネジメント体制の充実を図ります。 ○障がいのある人自身若しくはその家族が仲間（ピア）として障がいのある人に相談し問題解決につながる助言を行う当事者相談員制度（ピアカウンセリング）の推進を図ります。 ○身近な地域において、身体障がいのある人、知的障がいのある人等のニーズに応じ、適切な指導・助言などの活動が行えるよう、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員を支援するとともに、利用を促進するため広報・啓発を推進します。 ○総合的な相談支援を強化するために基幹相談支援センターの設置について取り組みます。 ○関係機関との連携のもと、研修機会の充実を図り、相談支援に携わる人材の育成と確保に努めます。 ○相談支援事業所、関係機関、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員等の連携を強化し、相談機能の充実を図ります。 ○民生委員・児童委員等と連携し、地域における相談機能の充実を図ります。
②障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活を希望する障がいのある人が、少人数で共同生活を送ることで自立生活に必要な能力を身につけられるよう、グループホームの利用を促進します。（→「第4章 第4期橋本市障がい福祉計画」参照。） ○障がいのある人が居宅において必要なサービスを利用し自立した生活を支援するため、障害者総合支援法に定める介護給付事業の利用を促進します。（→「第4章 第4期橋本

	<p>市障がい福祉計画」参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が日中、通所施設における機能訓練や就労に向けた訓練等を通じて社会活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう支援するため、障害者総合支援法に定める訓練等給付事業の各サービスの利用を促進します。(→「第4章 第4期橋本市障がい福祉計画」参照。) ○障がいのある人の円滑な日常生活を支援するため、日常生活用具の給付または貸与について周知を図ります。 ○補装具については、購入もしくは修理に要する費用の一部支給について周知を図ります。 ○重度の障がいのある人や高齢で障がいのある人等が在宅で自立した生活が送れるよう、また養護者の負担軽減を図るため、高齢者施策とも連携し、各種在宅支援サービスの周知、利用促進を図ります。 ○介護保険制度への移行時や障がい福祉サービスと併給が必要な場合については、特定相談支援事業所、ケアマネージャー、居宅介護事業所等との連携の強化を図ります。 ○入浴が困難な重度の障がいのある人を対象に、訪問入浴サービス事業について周知を図ります。 ○障がいのある人の日中の居場所として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を支援するため地域活動支援センターの設置に向け、社会福祉法人等に働きかけます。 ○障がいのある人や高齢者等のみで構成される世帯で、ごみ集積場所までごみを持ち出すことが困難で、親族や身近な人の協力が得られない世帯等を対象としたごみの福祉収集について、引き続き周知を行います。
<p>③コミュニケーション手段の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障がいのある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者を設置するとともに、手話・要約筆記活動を行う人材の確保・養成を図り、必要なときに利用できるよう派遣体制を充実します。また、突発的な派遣要請にも対応できるよう努めます。(→「第4章 第4期橋本市障がい福祉計画」参照。) ○視覚障がいのある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、点訳・朗読活動を行う人材の確保・養成を図ります。
<p>④各種福祉手当の支給等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅で重度の障がいのある人の経済的、精神的負担の軽減を図るため、特別障害者手当等を支給するとともに、制度の周知に努めます。 ○障がいのある人の生活の安定を図るため、利用料や税金等の減免制度の周知を図ります。

(2) 地域で安心して暮らせる体制づくり

事業及び取組の方向	取組内容
①居住支援の充実	<p>○グループホームで、調理、金銭管理、健康管理等を行う世話人やこれを運営する法人等との連携を図り、障がいのある人の地域生活を支援します。</p> <p>○グループホームの整備に際しては、バックアップ体制を含めた連携を図り、事業者が整備しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>○障がいのある人が地域において自立に必要な居住場所を確保するための一助となるよう、一定の条件を満たす場合に、市営住宅入居のための抽選を優先的に利用できる制度を引き続き実施します。</p> <p>○在宅で重度の身体障がいのある人に対し、居宅の段差の解消等に要する工事費の一部を助成するとともに、制度の周知に努めます。</p> <p>○地域生活が継続できるよう福祉や医療等の関係機関が連携し、支援に努めます。</p>
②地域生活の支援	<p>○精神障がいのある人の社会的入院の解消に向けて関係機関と連携して適切な支援を行います。</p> <p>○精神障がいのある人の在宅生活支援等の充実に努めます。</p>
③権利擁護施策の促進	<p>○判断能力に不安のある知的障がいや精神障がいのある人等が財産管理や福祉サービスの利用等で不利にならないよう権利を擁護するため、成年後見制度や社会福祉協議会の実施する福祉サービス利用援助事業について、広報・啓発を充実し、事業の利用を促進します。</p>

(3) 障がいのある人に対する虐待の防止

事業及び取組の方向	取組内容
①虐待の防止及び早期対応	<p>○障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応等に向けた体制づくりに努めます。</p> <p>○虐待の通報窓口として、虐待防止センターの周知に努めます。</p>
②緊急の対応	<p>○虐待の状況を迅速に調査し、緊急性が認められた場合は、県、警察、労働基準局等と連携し、立入調査、一時避難など積極的な対応を行うよう努めます。</p>
③再発の防止	<p>○虐待の状況の解消をめざすとともに、養護者の孤立を防ぎ、地域ぐるみの支援を行うなど、再発の防止に努めます。</p>

(4) 養護者に対する支援

事業及び取組の方向	取組内容
①一時的支援の充実	○障がいのある人を支える家族の負担を軽減し、一時的なりフレッシュができるよう、短期入所や日中一時支援事業の充実を図ります。

6 まちづくり

平成16年に策定された「第3次和歌山県障害者計画（紀の国障害者プラン2004）」は、策定後5年の中間点で、障がいのある人を取り巻く社会環境の変化等に対応するため、必要な改定が行われ、さらに、第3次計画の期間終了に伴い、「基本理念」である共生社会の実現に向け、地域社会における共生や差別の禁止を「基本原則」として、防災対策等の新たな課題について追加・充実を行うなど、「第4次和歌山県障害者計画（紀の国障害者プラン2014）」が策定されました。

本市においても、障害者基本法等の改正を踏まえ、国・県の障害者基本計画等に沿って、引き続き、障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。とりわけ、橋本市地域防災計画との調整も行い、防災対策や災害発生時の支援体制の整備を重視して取り組みます。

（1）バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

事業及び取組の方向	取組内容
①福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）、「和歌山県福祉のまちづくり条例」に沿って、市民啓発、障がいのある人の生活環境の改善、バリアフリーに関する情報提供等に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。 ○障がいのある人が安全かつ安心して通行できるよう、交通マナーに対する市民意識の啓発を推進します。 ○「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」、「和歌山県福祉のまちづくり条例」によるまちづくりを実現するため、事業主等へ理解促進を図ります。
②都市基盤の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○安全で快適な歩行者空間を拡大するため、歩道、自転車歩行者道の整備や歩道等の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック等の整備に努めるとともに、視覚障がい者用信号機付加装置等の整備について、関係機関に働きかけます。 ○障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての人が公共交通機関を利用しやすい設備の改善を図るため、公共交通事業者等と協力しながら、移動の円滑化の促進に引き続き取り組みます。 ○駅周辺の整備の際には、市民の移動における利便性の向上と安全・快適な公共空間を確保するよう働きかけます。 ○公共機関が設置する案内板について、デザインや色彩に配慮した統一感のある、わかりやすいものとなるよう順次整備を進め、人にやさしいまちづくりを推進します。
③公共施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市所有建築物など公共施設については、「和歌山県福祉のまちづくり条例」に沿って、バリアフリー化を図るとともに、今後の施設整備についてはユニバーサルデザイン[*]の視点を重視して行います。

	○障がい者用トイレや手すり、スロープ等の設置など、障がいのある人にとって利便性の高い設備・施設の充実に努めます。
④住宅改造への支援	○障がいのある人や高齢者等が住みなれた地域で自立し、安心して生活ができるよう、住宅改造が必要な世帯に対し改造費用の一部を助成します。 ○社会福祉協議会が実施している障がいのある人などを含む世帯に対する住宅の増築、改築、補修等に必要な資金の貸付制度について情報を提供します。

(2) 安心・快適なまちづくり

事業及び取組の方向	取組内容
①移動手段の整備・充実	○身体障がいのある人の社会活動への参加促進のため、自動車運転免許の取得や自動車改造に要する費用の一部助成を行います。 ○障がいのある人や高齢者等の移動の利便性に配慮し、地域交通ネットワークの構築に努めます。 ○障がいのある人の外出の利便性を図るため、福祉タクシー事業（タクシーの乗車賃の一部助成）を実施し、社会参加の促進を図ります。 ○公共交通機関（鉄道・バス）運賃等の割引制度や有料道路の割引制度等の周知に努めます。

(3) 災害等から障がいのある人をまもる体制づくり

事業及び取組の方向	取組内容
①防災対策の推進	○さまざまな機会を通じ、災害に対する日頃の備えや心構え、障がいのある人に対する配慮等、市民一人ひとりが具体的な行動に移せるよう防災意識の高揚や知識の習得のための機会を充実します。 ○地域の防災訓練等に、障がいのある人も積極的に参加し、災害に対する備えや心構えの習得を図るとともに、地域住民の方に対し、災害時に必要な配慮等について理解いただけるよう働きかけます。 ○市民や事業所による自主的な防災活動が被害の拡大防止に果たす役割を踏まえ、障がいのある人・高齢者等すべての市民の安全確保のための自主防災組織の育成強化を図ります。 ○避難場所や災害時要援護者登録制度の啓発・周知を図るとともに、災害が発生した場合、避難場所に円滑に移動できるよう、要援護者避難支援プランを策定し、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等との連携により避難行動要支援者の避難誘導體制の整備を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの特性に配慮した避難生活がおくれるよう、福祉避難所の設置に努めます。 ○FAX119番やeメール119番、Web119等、急病時や火災発生時の消防への連絡手段を確保します。 ○防災メール等多様な伝達媒体を活用し、震災など災害時における避難指示等の情報伝達を推進します。 ○火災、救急、救助等の緊急時にすばやく対応するため、消防緊急通信指令システムへの登録者の拡大を図ります。
②防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○判断能力に不安のある障がいのある人や高齢者等を狙った犯罪等を防止するため、防犯や消費者保護に関する意識の高揚を図る啓発を実施します。 ○行方不明者等の早期発見、安全確保のネットワーク体制づくりを推進します。

7 スポーツ・レクリエーション及び文化

文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、豊かな日常生活が送れるよう支援の充実に努めます。

(1) 社会とのつながりを継続する学校外活動・社会教育の充実

事業及び取組の方向	取組内容
①放課後（学校外）活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある児童・生徒の放課後や長期休暇期間の活動の場を提供し、創作的活動等に取り組める機会の拡充に努めます。また、参加促進のための広報方法についても充実に図ります。 ○障がいのある児童・生徒のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、居宅介護や外出時の支援等のサービスを提供することで、介助者の負担を軽減するとともに、障がいのある児童・生徒の健全育成を図ります。 ○障がいのある人の余暇活動を支援するため、既存施設を活用した活動の場の確保を図ります。
②障がいのある人の学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館等の各種講座や行事について、障がいのある人が参加しやすいように条件整備を推進します。 ○さまざまな機会を通じ、障がいのある人の自立を促進する事業の充実や担い手の養成を図ります。 ○視覚障がいのある人のための拡大図書、点字図書や音訳図書、聴覚障がいのある人のための字幕入りDVD等の情報提供に努めます。 ○聴覚障がいのある人が積極的に各種講演や研修などに参加できるように、手話通訳者等を派遣し、さまざまな学習機会の拡充を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加を通じた生きがいづくり

事業及び取組の方向	取組内容
①施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○既存スポーツ関連施設及び社会教育施設について、引き続き、障がいのある人が利用しやすい施設へ計画的に整備・改修を行い、市民の交流の場としての活用を図ります。
②スポーツ・文化事業等の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での市民交流等を促進するため、各種交流スポーツ大会の充実、普及・啓発を図ります。 ○障がいのある人のスポーツ活動への参加を促進するため、誰でも参加できるスポーツ教室の普及・啓発を図るとともに、地域でのスポーツ活動指導者の育成を図ります。 ○障がいのある人が自然に親しみ、のびのび活動できる野外事業を充実するとともに、野外活動等への補助を実施し、障がいのある人とない人が共に楽しく交流するレクリエーション活動の普及に努めます。

	<ul style="list-style-type: none">○生涯学習や文化活動の充実や普及・啓発を図るとともに、障がいのある人とない人がともに参加する学習や文化活動を推進します。○地域で生活する障がいのある人が自主的に行っているサークル活動の充実のため、各種団体への助成や事業の委託化を図り、活動団体等を積極的に支援します。○障がいのある人が、積極的にスポーツ・文化事業等に参加できるよう、手話通訳者等を派遣します。○保健福祉センター内のいきいきルームで実施している「障がいのある人のいきいきルーム利用日」の周知を図り、気軽に参加できる環境の整備に努めます。
--	---

8 行政サービス等における配慮の推進

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、まず行政機関の職員が障がいに対する理解を深める必要があります。

また、障がいのある人の権利擁護のため、障害者虐待防止法の適切な運用や、障害者差別解消法に基づいたバリアフリーなどの環境改善にも、必要な配慮を行うことが求められます。

(1) 行政機関等における配慮および障がいのある人に対する理解の促進等

事業及び取組の方向	取組内容
①障がいのある人に対する市職員の理解の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ○市役所等、公的な機関の窓口等において、障がいの特性に応じた対応に努めます。 ○市職員の採用について、障がいのある人も採用試験を受験しやすい環境をつくとともに、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを推進します。 ○職員が障がいや難病についての理解を深めるための研修等の実施に努めます。
②合理的配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法及び障害者雇用促進法で規定された合理的配慮に努めます。 ○障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合は、障がいのある人の権利・利益を侵害することがないように、過重な負担とならない範囲で対応するよう努めます。
③情報保障の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係機関が連携し、情報の共有化や相互活用を図りながら、必要ときに、必要な情報がきちんと伝えられるよう情報保障に努めます。 ○障がいの特性に応じた情報保障に努めます。

(2) 情報提供体制の仕組みづくり

事業及び取組の方向	取組内容
①情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市の広報やホームページの内容の充実、広報の音声版や点字版の作成など、必要な情報が誰でもわかりやすく入手できるよう、多様な情報手段の充実を図ります。 ○障がいのある人のニーズに対応した情報内容(コンテンツ)の充実に努めます。
②意思疎通支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障がい等により、意思疎通が困難な人の円滑なコミュニケーションを支援するよう努めます。

第4章 第4期橋本市障がい福祉計画

1 計画の趣旨

(1) 本計画の性格

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める法定計画であり、国の定める基本指針に即し策定するもので、「第2次橋本市障がい者計画」における雇用・就労分野の『障がいのある人の雇用創出と就労支援体制づくり』及び福祉分野の『自立生活を支援する障がい福祉サービスの充実』を具体化する実施計画として位置づけられます。

さらに、「橋本市地域福祉計画」「橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「橋本市子ども・子育て支援事業計画」など関連計画とも連携し推進します。

【「第2次橋本市障がい者計画」と「第4期橋本市障がい福祉計画」の関係】

第2次橋本市障がい者計画

○障害者基本法（第11条の3）に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた計画

○計画期間：平成27年度（2015年度）から平成35年度（2023年度）までの9年間

○啓発・広報、教育・発達支援、雇用・就労、保健・医療、福祉、まちづくり、スポーツ・レクリエーション及び文化、行政サービス等における配慮の推進など多分野にわたる基本計画

第4期橋本市障がい福祉計画

○障害者総合支援法（第88条）に基づく、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画

○計画期間：3年を1期とする計画で、第4期計画は平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間

○各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

(2) 計画の期間

本計画は、国の基本指針に基づき、平成29年度（2017年度）末における数値目標を設定し、その達成に向け、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間で第4期として策定するものです。

(3) 基本目標

本計画は、橋本市障がい者計画の基本理念 **一すべての人が、お互いを尊重しいきいきと安心して暮らせるまち 橋本一**のもと、すべての人が互いに尊重し支え合い、いきいきと活動しながらともに生活していくまちづくりの実現を基本目標とします。

(4) 計画推進の基本的視点

本計画は、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、次の視点に立って推進します。

ア 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの状況に関係なく、障がいのある人が自らの意思で選択し必要な支援を受けられることができるよう、障がい福祉サービスの提供基盤を整備・充実し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。

イ 地域への移行促進や就労支援等の課題への対応

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤の整備・充実を図ります。

障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みづくりに向け、地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

ウ 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの充実・周知

身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人並びに難病患者等、すべての障がいのある人に対する一元的な障がい福祉サービスの充実を図ります。

また、発達障がいや高次脳機能障がいのある人に対しても、引き続き、法に基づく給付の対象である旨の周知を図ります。

エ 障がいのある子どもに対する支援体制の確保

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービスや児童福祉法に基づく障がいのある子どもの専門的な支援の確保を図ります。

また、教育、保育等の関係機関との連携を図り、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供する体制の確保を図ります。

2 事業計画

(1) 計画策定に向けて

「障害者自立支援法」は、平成 25 年 4 月 1 日に「障害者総合支援法」として改正されました。これに伴い、障がい者の範囲が拡大（難病等を含める）されたほか、障がい福祉サービスなどに改正が行われました。これを受け、本計画策定において踏まえるべき点を以下に示します。

ア 障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」としています。

イ 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者を「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものとする」としており、現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障がいのある人・精神障がいのある人に拡大しています。

ウ 共同生活介護の共同生活援助への一元化

障がいのある人の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するとともに、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

エ 地域移行支援の対象拡大

地域生活への移行のために支援を必要とする人を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人であって厚生労働省令で定めるものが追加されました。

オ 地域生活支援事業の追加

地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取組の支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図るため、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、

- ①障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発
- ②障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ④意思疎通支援を行う者の養成

が追加されました。

(2) 平成 29 年度までの成果目標

国では障がい福祉サービスの策定にあたって、いくつかのサービスで数値目標を設定しています。以下に数値目標に関する国の指針と、本計画における数値目標を示します。最終目標年度は平成 29 年度に設定しています。

ア 福祉施設から地域生活への移行促進（継続）

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度末時点における施設入所者数の 12%以上が、平成 29 年度末までに地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。 平成 29 年度末時点における施設入所者を、平成 25 年度末時点から 4 %以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。 平成 26 年度末において、第 3 期障がい福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達分の割合を平成 29 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。
-------------	--

○数値目標の設定

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の施設入所者 (A)	61 人	平成 26 年 3 月 31 日の施設入所者数
【目標値】(A)のうち、平成 29 年度までの地域生活移行者数 (B)	8 人	施設入所者からグループホーム、一般住宅等への移行をめざす者の数
【目標値】平成 29 年度末時点の入所者数 (C)	57 人	平成 29 年度末時点の施設入所者数
地域生活移行率	13%	(B) / (A) ※目標 12%以上
入所者数削減率	6 %	(A-C) / (A) ※目標 4 %以上

イ 地域生活支援拠点等の整備（新規）

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備する。
-------------	--

○数値目標の設定

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の拠点数	0	平成 26 年 3 月 31 日時点の拠点数
平成 29 年度末の拠点数	1	

ウ 福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

国の指針	・平成 29 年度中に一般就労する者の数を平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
-------------	--

○数値目標の設定

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労への移行者数（A）	3 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数（B）	6 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
増加割合	2 倍	$(B) / (A)$ ※目標 2 倍以上

エ 就労移行支援事業の利用者数

国の指針	・平成 29 年度末における利用者数が、平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
-------------	--

○数値目標の設定

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業所の利用者（A）	14 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業所の利用者数（B）	23 人	平成 29 年度末において就労移行支援事業所を利用する者の数
増加率	64%	$(B - A) / (A)$ ※目標 60%以上

(3) 障害福祉サービスの活動指標とサービス見込量

ア 訪問系サービス

○内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

○見込量

サービス名	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	2,417 時間/月 118 人	2,400 時間/月 120 人	2,600 時間/月 130 人	2,800 時間/月 140 人
重度訪問介護				
同行援護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				

※平成 27 年度～平成 29 年度の見込量は、平成 26 年度の実績見込を基に算定しています。

○サービス量確保のための方策

- ・サービス提供事業者の参入を働きかけるとともに、介護保険担当課と連携しながら、介護保険制度の指定事業者等に情報提供を行い、サービス提供体制の強化を図ります。また、ヘルパーの人材確保に努め、一人ひとりのニーズに対応できる基盤整備に努めます。

イ 日中活動系サービス

○内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○見込量

サービス名		平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日/月	2,503	2,660	2,850	3,040
	人/月	131	140	150	160
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	23	23	23
	人/月	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	186	196	210	224
	人/月	14	14	15	16
就労移行支援	人日/月	320	340	340	360
	人/月	17	17	17	18
就労継続支援 A 型	人日/月	626	1,680	2,021	2,350
	人/月	32	35	43	50
就労継続支援 B 型	人日/月	2,033	2,253	2,442	2,642
	人/月	126	131	138	146
療養介護	人/月	15	15	16	16
短期入所	人日/月	80	110	117	117
	人/月	13	15	16	16

○サービス量確保のための方策

- ・身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、サービスの提供体制の整備に努めます。
- ・一般就労等を希望する障がいのある人に対しては、相談支援事業等を活用し、適切なサービスを利用することで、就業面及び生活面への一体的な支援を行います。

- ・就労系事業所と連携し、民間企業等への障がいのある人雇用についての理解と協力を求め、障がいのある人の就労に向けた職場実習先の確保に努めます。
- ・一般企業等への就労を希望する人が一般就労に必要な訓練を行うことができるよう、就労移行支援の確保を図るため、関係機関への働きかけを進めます。

ウ 居住系サービス

○内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○見込量

サービス名		平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人/月	39	44	46	47
施設入所支援	人/月	61	59	58	57

○サービス量確保のための方策

- ・入所・入院中の障がいのある人の地域生活を進めるにあたり、共同生活援助（グループホーム）の計画的な推進を図りつつ、地域移行の状況を把握し、サービス提供に努めます。
- ・利用者のニーズに応じた身近な地域での居住の場の確保と居住支援機能の充実が地域生活支援拠点等の整備を進める上でも必要であるため、共同生活援助（グループホーム）の整備・拡充について事業者に働きかけます。

エ 相談支援

○内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、必要に応じて計画内容の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活している障がいのある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

○見込量

サービス名		平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	35	42	44	47
地域移行支援	人/月	1	1	2	2
地域定着支援	人/月	0	1	1	1

○サービス量確保のための方策

- ・サービス利用計画の作成について周知を図るとともに、特定相談支援事業所に関する情報の提供に努めます。
- ・サービス提供事業所、医療機関、保健所、障がい者就業・生活支援センター等と連携を図り、地域生活への移行に向けた支援体制を整備します。

オ 障がいのある子どもに対する支援

○内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある子どもの放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある子ども（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
児童相談支援	上記4つのサービスを利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に児童支援利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

○見込量

サービス名		平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人日/月	787	819	845	832
	人/月	89	63	65	64
放課後等 デイサービス	人日/月	607	708	720	732
	人/月	64	59	60	61
保育所等訪問支援	人日/月	3※	10	16	22
	人/月	1※	5	8	11
医療型 児童発達支援	人日/月	4※	5	5	5
	人/月	1※	1	1	1
児童相談支援	人/月	21	24	26	28

※「保育所等訪問支援」及び「医療型児童発達支援」については、年間の実績値

○サービス量確保のための方策

- ・身近な地域で質の高い支援を必要とする子どもが、療育を受けられる場の整備に努めます。また、各担当課が持つ情報の共有・連携を推進することで、障がいのある子どもを療育する家庭をサポートしていきます。
- ・児童相談支援については、児童相談支援事業者と連携し、サービスの提供を進めていきます。

(4) 地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

○内容

サービス名	内容
理解促進研修 ・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

○見込量

サービス名		平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修 ・啓発事業	有無	無	無	有	有

○サービス量確保のための方策

- ・障がいのある人の暮らしにくさを解消し、共生・共助の社会づくりを推進するため、講演会等を通じて住民理解を深めるとともに、啓発活動を行います。

②自発的活動支援事業

○内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

○見込量

サービス名		平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動 支援事業	有無	無	無	有	有

○サービス量確保のための方策

- ・平成 28 年度の事業実施に向けた取組を推進します。

③相談支援事業

○内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を配置すること等により、相談支援機能の強化を行います。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

○見込量

サービス名		平成 26 年 度 (実績)	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の 有無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の 有無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の 有無	無	無	無	無

○サービス量確保のための方策

- ・障がいのある人やその家族が、福祉に関するサービスや制度などに関する相談が身近に利用できるよう、障がいの特性に対応した相談支援事業を実施します。
- ・今後、総合的な相談支援強化のため、基幹相談支援センターの設置について取り組みます。
- ・基幹相談支援センター等機能強化事業及び住宅入居等支援事業については、基幹相談支援センター設置後、整備に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

○内容

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする精神または知的障がいのある人に、成年後見制度の利用に必要な経費のすべてまたは一部について補助を行います。

○見込量

サービス名	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度 利用支援事業	0	1	1	1

○サービス量確保のための方策

- ・継続して成年後見制度利用支援事業を行い、障がいのある人にとって必要な援助として権利擁護の取組を推進しつつ、制度の周知を図るための広報・啓発を推進します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

○内容

サービス名	内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

○見込量

サービス名	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	無	無	無	有

○サービス量確保のための方策

- ・事業の実施に向けて、周辺市町と連携を図ります。
- ・弁護士や司法書士等の専門職による後見だけでなく、法人後見や市民後見人等の人材育成及び活用により、それぞれのニーズに応じた効果的な後見制度の利用促進を図ります。

⑥意思疎通支援事業

○内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市役所の窓口に設置します。

○見込量

サービス名		平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	748	840	850	860
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	2

○サービス量確保のための方策

- ・研修や講演会等に聴覚障がいのある人が参加しやすいよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣に努めます。また、聴覚障がいのある人が安心して生活できるよう医療機関の受診や学校行事等への手話通訳者や要約筆記者の派遣に努めます。
- ・手話通訳者や要約筆記者等の確保のため、養成講習会の開催に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

○内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等、透析液加湿器
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

○見込量

サービス名		平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
【合計】	件/年	1,661	1,695	1,718	1,741
介護・訓練 支援用具	件/年	0	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	13	12	13	14
在宅療養等 支援用具	件/年	14	9	10	11
情報・意思疎通 支援用具	件/年	12	18	19	20
排泄管理支援用具	件/年	1,567	1,650	1,670	1,690
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件/年	3	4	4	4

○サービス量確保のための方策

- ・利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- ・障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付または貸与を行い、利用の促進を図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

○内容

サービス名	内容
手話奉仕員 養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

○見込量

サービス名	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員 養成研修事業	8	10	10	10

○サービス量確保のための方策

- ・聴覚に障がいのある人等が自立した生活を送れるよう、地域における交流活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

⑨移動支援事業

○内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

○見込量

サービス名	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	576	575	590	605
	6,690.5	6,325	6,490	6,655

※平成 27 年度～平成 29 年度の見込量は、平成 26 年度の実績見込を基に算定しています。

○サービス量確保のための方策

- ・サービス提供事業者の体制の充実と、サービスの質の向上を図ります。
- ・障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう、サービス提供事業者への働きかけに努めます。

⑩地域活動支援センター事業

○内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

○見込量

サービス名		平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	か所	0	1	1	1
	人	0	10	10	10

○サービス量確保のための方策

- ・障がいのある人の自立、社会参加を図るため、社会福祉法人等と協議し、支援体制の確保に努めます。

⑪訪問入浴サービス事業

○内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

○見込量

サービス名		平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	人	1	2	2	2

○サービス量確保のための方策

- ・広報やホームページ等を活用し広報に努めます。

⑫日中一時支援事業

○内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

○見込量

サービス名	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業 人/月	17	15	15	15

※平成 27 年度～平成 29 年度の見込量は、平成 26 年度の実績見込を基に算定しています。

○サービス量確保のための方策

- ・事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。
- ・日中一時支援が必要と認められる障がいのある人の把握に努めるとともに、サービス提供事業者の参入を促進します。

⑬自動車運転免許取得・改造費助成事業

○内容

サービス名	内容
自動車運転免許取得 ・改造費助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

○見込量

サービス名	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許取得助成事業 件/年	0	1	1	1
自動車改造費助成事業 件/年	1	2	2	2

○サービス量確保のための方策

- ・広報やホームページ等を活用し広報に努めつつ、引き続き事業を実施していきます。

第5章 計画推進に向けて

◎関係機関が担うべき役割を把握し、連携して取組や事業を推進する

障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを進めていくため、関係機関がそれぞれの役割を認識し連携することで、橋本市の総合的な福祉力の向上を図ります。

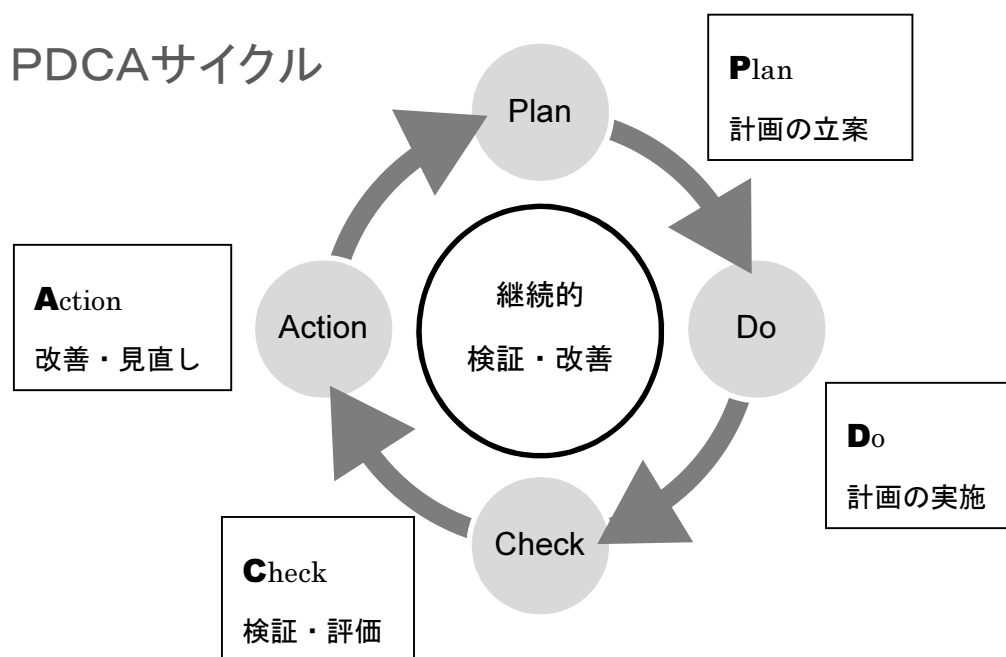
◎地域・市民が意識を持って自ら取り組む体制づくりを支援する

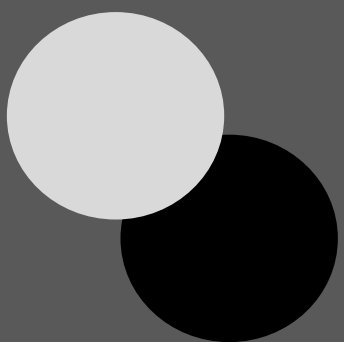
福祉に求められる範囲や基準が広がり、専門性が求められています。こうした中、適切な対応を図っていくためには、地域住民と行政によるパートナーシップ（協働）が欠かせません。

障がいのある人が暮らす地域の自治組織や社会福祉協議会、福祉関係事業所等と連携し、障がい者福祉を支える「協働」の体制の充実を図ります。

◎橋本市障害者施策推進協議会や関係機関・団体において、計画の進捗状況を把握し、施策の検証・評価を行う（PDCA）

計画の推進体制を確保するため、橋本市障害者施策推進協議会において、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の評価や見直しについての協議を行い、PDCA サイクルに基づいて本計画の着実な推進を図っていきます。





資料編

1 橋本市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、橋本市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第3条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成25年3月11日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 橋本市障害者施策推進協議会委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
井松 友希	和歌山県立きのかわ支援学校	
上 裕 佳恵	伊都振興局健康福祉部保健福祉課	
木田 俊男	橋本公共職業安定所	
加納 和	橋本市医師会	
河原 史郎	高野口町医師会	
辻本 賢三	橋本市区長連合会	
五島 正博	橋本市民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会	
谷口 作男	橋本市身体障害者連盟 聴覚部会	
塚原 アヤ子	橋本市身体障害者連盟 視覚部会	
西井 幸男	橋本市身体障害者連盟 肢体部会	
山本 紀子	橋本市障害児者父母の会	会長代理
門雀 博司	伊都郡・橋本市精神障害者家族会希望の会橋本支部	
上好 久子	社会福祉法人ゆたか会 リハビリ橋本	
大垣 賢介	社会福祉法人筭憩会 あるぺじお	
河合 馨	社会福祉法人紀之川寮 悠久の杜	会長
鈴木 寛	社会福祉法人橋本福祉会 夢あじさい	
下前 英章	社会福祉法人棕の樹福祉会 むくのき	

順不同・敬称略

3 計画の策定経過

日 程	内 容
平成 27 年 1 月 21 日	平成 26 年度第 1 回障害者施策推進協議会 ・ 計画策定のスケジュールについて ・ アンケート調査（案）について
平成 27 年 2 月 6 日 ～ 2 月 20 日	アンケート調査及び団体ヒアリング調査の実施
平成 27 年 2 月 28 日	平成 26 年度第 2 回障害者施策推進協議会 ・ 第 2 次障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画骨子案について
平成 27 年 3 月 11 日	平成 26 年度第 3 回障害者施策推進協議会 ・ 第 2 次障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画素案について
平成 27 年 3 月 31 日	平成 26 年度第 4 回障害者施策推進協議会 ・ 第 2 次障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画素案について
平成 27 年 5 月 26 日	平成 27 年度第 1 回障害者施策推進協議会 ・ 第 2 次障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画素案について
平成 27 年 6 月 24 日 ～ 7 月 14 日	第 2 次障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画（素案）に対する パブリックコメントの募集
平成 27 年 8 月 25 日	平成 27 年度第 2 回障害者施策推進協議会 ・ 第 2 次障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画案について

4 用語説明

あ行

インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある子どもが精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶ仕組み。
インフォーマルサービス	公共機関やサービス提供事業者が行うサービスではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと。
NPO (特定非営利活動)	営利を追求しない社会的な公益のための活動のこと。特定非営利活動促進法に法人格の認証を取ることができる定められている活動のこと。

か行

ケアマネジメント	利用者それぞれのニーズにあわせ、適切かつ効果的なサービスを提供するために各種サービスの調整を図り、総合的、継続的なサービス提供を確保すること。
限局性学習症	全般的な知的発達の遅れはないのに、読む、書く、計算するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいう。
高次脳機能障がい	頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して日常生活・社旗生活への適応が困難になる障がい。
校内コーディネーター	児童・生徒の適切な支援のために、学校内のみならず、保護者や関係機関・関係者間の連絡調整やネットワークの構築を行う者。
合理的配慮	個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、社会的障壁を取り除くために必要な配慮のこと。例えば、乗り物への乗車にあたっての職員等による手助けや、筆談・読上げ等の障がい特性に応じたコミュニケーション対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。
心のバリアフリー	国民誰もが、支援を必要とする人々に対する正しい理解を深め、誤解や偏見をなくし、互いに人格や個性を尊重して自然に支え合うことができるようにすること。

さ行

自閉スペクトラム症	多くの遺伝的要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障がいで、コミュニケーションが苦手、対人関係をうまく築けない、限られた対象にこだわるなど3つの特徴がある。比較的症状が軽い「アスペルガー症候群」や「非定型自閉症」の人たちまで含めた呼び方。
社会的障壁	障がいのある人が、日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす原因となるもの。障壁とは、事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指す。

ショートステイ (短期入所)	自宅において介護を行う者の病気その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、入浴や排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行う。
ジョブカフェわかやま	和歌山県がハローワークをはじめとした関係機関と連携し、県内で就職を目指している若者(学生及び35歳未満の求職者、35～40代前半の不安定就業者の方)の就職相談、インターンシップ、各種セミナー、職業紹介などさまざまな就職活動に関するサポートを行っている施設。
ジョブコーチ	円滑なコミュニケーションが困難な障がいのある人が職場環境に適応できるよう、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整を行うなどの支援をする指導員。
自立支援医療	心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療のことで、更生医療、精神通院医療、育成医療で構成されている。
自立支援協議会	障がい福祉に係るさまざまな課題に対し、障害福祉サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。
スクールソーシャル ワーカー	子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する福祉の専門家。近年は、虐待やいじめへの対応で注目されており、社会福祉士や精神保健福祉士など福祉のプロが担うことが多い。
成年後見制度	自己決定を行うのに一定の支援を必要とする人(すなわち判断能力の不十分な人)がその人らしく暮らしていくために、財産管理や身上監護を代理権や同意権・取引権を付与された成年後見人等が行う制度。
セーフティネット	障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすため、多様な機関による声かけや見守り、様々な相談やサービスなど様々な支援に対応できる仕組み。
ソーシャル インクルージョン	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う。
ソーシャルスキル トレーニング(SST)	「社会生活技能訓練」、「生活技能訓練」などとも呼ばれる。対人関係を中心とする社会生活技能のほか、日常生活を円滑に送る技能等を高める訓練。

た行

注意欠如/多動性症	注意持続の欠如もしくは、年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性を主な特徴とする発達障がいの概念のひとつ
当事者相談員制度 (ピアカウンセリング)	医療・心理・福祉などの専門家による相談活動ではなく、同じ問題・課題・不安などを共有する仲間(ピア)の間で、相互的に心理的サポートをし合うこと。
トライアル雇用	ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、障がいのある人等を一定期間試用雇用し、期間終了後に本採用するかどうかを決める制度。

な行

ノーマライゼーション	障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方にに基づき、そのような社会実現に向けて条件を整える取組のこと。
------------	--

は行

発達障がい	自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、限局性学習症、注意欠如/多動性症、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低学年において発現するもの。
バリアフリー化	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
PDCAサイクル	事業活動における管理の手法の一つで、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法。
福祉避難所	災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など一般的な避難所では生活に支障をきたす人を受け入れてケアする避難所。民間施設の場合は、事前に協定を結ぶ。
ボランティア	自己の自発的・主体的な意思によって社会問題の解決や必要とされている活動を理解・共感し、勤労とは別に労働力、技術、知識を提供すること。

や行

ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。
------------	--

ら行

ライフステージ	乳幼児、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期といったそれぞれの段階のこと。
リハビリテーション	単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、医学的、教育的、職業的、社会的な幅広い分野で、ライフステージのすべてにわたって、障がいのある人が、生きがいをもって社会に参加できるようにすることを目的とする援助の体系。
レクリエーション	遊びやゲームを通じて生きがいのあるライフスタイルを実現し、自分の経験や得意なことを遊びやゲームの中で活かし、社会参加を促していくものである。

わ行

若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行う。
ワンストップサービス	行政の場合、複数の行政サービスを1つの窓口で受け取ることができる機能である。

第2次橋本市障がい者計画・第4期橋本市障がい福祉計画

発行年月 平成 27 年9月

発行 橋本市

編集 橋本市 健康福祉部 福祉課

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目 1 番 1 号

電話 : 0736-33-1111(代) FAX : 0736-32-2515



橋本市

HASHIMOTO CITY